

米原市総合計画 後期基本計画 期間内（5 か年）の成果と課題

- この資料は、米原市総合計画後期基本計画の施策体系に基づき、取組の進捗状況について政策・施策レベルごとにまとめたものです。
- 各シートには、「総合計画審議会委員意見」の欄を設けていますので、御質問や御意見などがありましたら、御記入ください。

平成 27 年 7 月



米原市

第1章 誇りといきがいと笑顔で紡ぐ心豊かなまち

第1節 地域を誇る米原っ子が育つまちをつくる

【ねらい】子どもたちの生きる力や学ぶ機会を育み、これからの米原を担う子どもたちが育つまちをつくります。

【目指す姿】○家庭、学校および地域が連携しながら、子どもたちの「生きる力」を育むことができるとともに、学ぶ機会が充実しています。

○米原で学んできたことに誇りを持ち、愛着を持つ人が増えています。

指標項目	平成23年度実績	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度実績	平成28年目標値
「読む能力」の正答率（小学校・中学校）	小:68.7% 中:66.8%	小:71.3% 中:67.4%	小:72.4% 中:52.1%	小:45.8% 中:45.5%	小:73.8% 中:73.0%
児童・生徒の長期欠席率	小:0.74% 中:2.96%	小:0.83% 中:1.59%	小:0.72% 中:2.40%	小:0.61% 中:2.57%	小:0.5% 中:2.0%
本はともだち「おはなし隊」派遣事業での一人当たり貸出冊数	16.8冊/年	19.9冊/年	19.5冊/年	20.8冊/年	18冊/年
「教育内容、施設の充実」の満足度※米原市民意識調査による	76.1%	76.4%	77.8%	80.6%	80%

現状と取組の成果

- 特別な支援が必要な児童生徒や不登校児童生徒のため「子どもケアサポート事業」を実施し、学力や生活力の向上に努めた。
- 小学校5年生、中学校2年生に学力状況調査を実施し、指導法を改善した。
- 平成23年3月「米原市教育振興基本計画」策定。毎年度、点検評価を実施した。
- 平成26年3月に「米原市いきいき食のまちづくり計画【第2次】」を策定し、食育に関する様々な取組や事業を推進した。
- 市内全ての小学校で自ら「育て」「収穫し」「食べる」農業体験学習事業を推進した。
- 給食関連施設の維持管理、食育講習会、米原の食文化の継承を図った。
- 市内全小中学校で地域の人材を活用した「特色ある学校づくり支援事業」で地域の人々との交わりによる社会性の育成に努めた。
- 「学校支援地域本部事業」で地域コーディネーターを配置し、地域に根ざした学校づくりを推進した。

次期計画に向けての課題

- 特別な支援を必要とする児童生徒の増加への対応について、サポーターの増員、研修を含めて体制を整備する必要がある。
- 学力状況調査において課題となっている活用力の醸成を図る必要がある。
- 平成27年度から平成28年度にかけて教育振興基本計画の見直しに当たり、各施策の検証、課題の整理、市長が定める大綱に基づいた策定が必要である。
- 学校での収穫体験、食育講習会や講演会の参加周知など、健康推進員の育成と活動支援、食育・健康増進に関する事業の拡充が必要である。
- 次代を担う子どもに「農」に触れる機会を提供する必要がある。
- 食育の指導体制については教育の力が重要。学校給食において大規模調理場から数十校の配送先を抱える栄養教諭の時間不足等、環境整備が課題である。
- 地域との密接なつながりや小中学校連携等、小規模校のメリットを生かした教育の推進が必要である。
- 電子黒板等のICTを活用した教育を進めるための環境整備が必要である。

○米原市保幼小中学校統合整備計画に基づいた統廃合により、保育教育の環境整備を推進した。

○安心安全で快適な学習環境のため、小中学校施設におけるエレベーター設置、空調設備、トイレ洋式化、校舎増築、グラウンド整備、体育館、耐震工事などを行った。

○読書活動推進事業で学校、家庭、地域の連携による子どもたちの読書活動を支援した。各小学校単位でボランティアを確保し、全クラスに巡回文庫を実施した。

○本はともだち「おはなし隊」派遣事業で、就学前児童に絵本との出会いを提供した。

○近江地区で幼稚園・保育園の3園統合。また幼保連携型認定こども園「米原市立おうみ認定こども園」開園した。

○学校評議員会、保育所運営委員会を運営し、開かれた学校・園づくりを推進した。

○子ども会やPTA、青少年市民会議などが子どもを支える活動（体験活動、あいさつ運動、補導巡回時トロール、青少年育成大会）を支援した。

○保育園・幼稚園・認定こども園で、保護者と子ども、地域のふれあいを目的とした保育参加や夕涼み会等の交流事業を実施し、園との信頼関係を構築した。

○園および保護者会、PTA主催による子育て講演会では子どもへの関わり方や子どもの話を聴くことの大事さを伝え、クラス懇談会や座談会では子育ての悩みや不安を話し保護者のつながり・安心感を仲間づくりにつなげた。

○全ての学級で35人学級編制が実施できるように、国、県に要望する必要がある。

○少子化により児童生徒は減少しているが、小規模校の良さ、特色を生かした教育の推進が必要である。

○学校が老朽化しており、抜本的な大規模改修により長寿命化を図る必要がある。

○子どもたちの読書活動の推進について、今後は、新たなボランティアの確保や育成が必要不可欠である。

○今後も幼稚園児数の減少が予想され、山東幼稚園と一体となっている天狗の丘も含め、早急に施設の在り方（方向性）を検討する必要がある。

○保育ニーズ増大への対応、待機児童の対応が必要である。

○地域、関係団体との連携を密にし、子どもの安全確保、環境浄化にさらに努める。

○子ども会やPTAの市連絡協議会について、役員を輪番制でお願いし、何とか組織化している状況である。

○家庭の教育力の向上には、持続的・長期的取組が必要不可欠。講演会・フォーラムなど広範囲な取組だけでなく、出前講座等を通じた子育てサークル等の小集団への広がりも大切である。

総合計画審議会委員意見

第1章 誇りといきがいと笑顔で紡ぐ心豊かなまち

第2節 誰もが文化・芸術・スポーツを楽しみ健やかに暮らせるまちをつくる

【ねらい】市民の文化、芸術活動やスポーツが活発に行われるとともに、次世代に文化財や伝統文化を継承できるまちをつくります。

【目指す姿】○市民が文化芸術に親しむことができる機会が増えるとともに、市民同士が文化芸術を教え合い、伝えていく環境が整っています。

○豊富な歴史・文化資源が市民との協働により、次世代に引き継がれています。

○市民がスポーツを身近に親しむことができる機会が増えています。

○誰もが生涯を通じてスポーツを行っています。

指標項目	平成23年度実績	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度実績	平成28年目標値
特色あるまいばらの芸術展覧会への市民出品数	120点	124点	170点	180点	200点
「歴史・文化の継承と活用」の満足度 ※米原市民意識調査による	82.8%	85.8%	87.6%	89.2%	85%
地域スポーツクラブ会員数（延べ人数）	1,452人	1,358人	1,199人	1,085人	1,800人
「文化・スポーツの推進」の満足度 ※米原市民意識調査による	80.6%	83.0%	83.0%	85.5%	85%

現状と取組の成果

- 国際理解協力員配置事業・外国語指導助手配置事業を実施し、市内小学校に国際理解協力員4人、中学校に外国語指導助手4人を配置し、外国の言語や文化に関心をもてる学習活動を展開し、外国語活動、国際理解教育の推進に努めた。
- 市民交流プラザの自主公演事業、貸館事業を通して、市民に対して文化を享受し、創作活動の発表の場を提供した。
- 市民の創作を発表する「米原市芸術展覧会」を毎年開催し芸術創作活動・意欲の向上を図り、音楽によるまちづくり事業として小学校6年生対象の作詞作曲教室を開催し音楽教養の向上を図った。
- 米原市文化協会の活動を補助し、各公民館で文芸・美術工芸・芸能・教養の4部会の活動が行われ、市内の文化交流を促進した。
- 京極氏遺跡や鎌刃城跡等の文化遺産を保存し、地域との協働で文化財の活用事業

次期計画に向けての課題

- 外国語活動の推進にあたっては、小学校と中学校とが緊密に連携を図っていく体制を整備することが重要である。
- 数値目標の市民による作品出品数は、公による文化振興のあり方や、文化芸術が目指す姿との関連が乏しいため改める必要がある。福祉との連携や、産業振興など広範な文化行政を推進する必要がある。
- 各団体に事業費の補助をすることで、市民が多様な文化を創出・享受する機会を提供することができた。しかし、活動の母体となる組織自体は高齢化に伴う会員数の減少や活動量の減少に伴って弱体化の兆候が見られるため、組織強化・自律に向けた支援が必要である。
- 伝統文化や文化的景観を次世代に継承していくため、子どもの参加など、今後も担い手の育成に取り組んでいくとともに、保存に向けてその価値や重要性を市内外へ発信する必要がある。

<p>を行なった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市歴史講座開催等、市内公民館施設との連携で、米原の歴史の普及啓発を進めた。 ○平成 26 年、米原市最北部の東草野地域が国の重要文化的景観に選定された。 ○総合型スポーツクラブ支援事業、スポーツ推進体制整備事業を実施した。 ○双葉総合体育館、伊吹 B&G 海洋センタープールの整備・改修を行った。 ○各社会体育施設について、指定管理者制度による運営を行った。(山東グラウンド、市民体育館、米原野球場、すぱーく米原、近江グラウンド、双葉総合体育館、山東 B&G 海洋センター、吹 B&G 海洋センター、伊吹第 1 グラウンド、伊吹第 2 グラウンド、伊吹テニスコート) 	<ul style="list-style-type: none"> ○体育振興会や自治会の事業など、地区によって温度差があることから、各地区の主体性を生かしたシステムづくりが必要である。 ○総合型地域スポーツクラブの会員数の減少や会員層に偏りがあるため、市民全体を巻き込んだ取組が必要である。 ○総合型地域スポーツクラブの自立支援のため、クラブ自体の活動 PR や気軽に参加できるスポーツ、魅力ある種目の実施など、総合型地域スポーツクラブへの参加を促進し、継続できる生涯スポーツの振興を図る必要がある。 ○関西ワールドマスタースゲームズおよび 2 巡目滋賀国体を迎えるに当たり、既存の施設を活用するほか、県と連携した施設整備・充実が必要である。
--	---

総合計画審議会委員意見

第1章 誇りといきがいと笑顔で紡ぐ心豊かなまち

第3節 人生を豊かにする学びを活かせるまちをつくる

【ねらい】学習の成果を活かし、まちづくりや人づくりを行うとともに、地域課題の解決を図ることができるまちをつくります。

【目指す姿】○いつでも、どこでも、誰でも学ぶことができる環境が整備されているとともに、まちづくりリーダーや地域の人材が活躍する循環型の学習環境が整っています。

○市民にとって親しみがあり、利用しやすく、多くの情報が入手できる読書環境が整っています。

指標項目	平成23年度実績	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度実績	平成28年目標値
「生涯学習の推進」の満足度 ※米原市民意識調査による	80.9%	85.2%	83.4%	86.0%	85%
まなびサポーターの活用率	13.5%	7.5%	17.3%	9.0%	20%
市民一人当たり図書館貸出冊数	13.0冊/年	12.8冊/年	12.5冊/年	11.9冊/年	13.3冊/年

現状と取組の成果	次期計画に向けての課題
<p>○平成26年度から、各学校長に一定の予算執行権限を設けた学校経営予算事業を実施。各学校の環境改善の迅速化、校長の思いをふまえた学校運営を実施した。</p> <p>○市内小中学校において、保護者や市民の専門的な力を取り入れ、自然・文化環境を教材にした学校教育を推進し、地域に根ざした特色ある学校づくりに努めた。</p> <p>○校外活動等バス管理事業として、子どもたちに幅広い体験ができるように総合的な学習の時間を通じバスを運行し、各学校の校外活動の充実を図った。</p> <p>○まなびサポーターによる講座を開催し、指定管理者制度により地域に根ざした活動を展開し、施設長会議を定期的で開催した。</p> <p>○市民活動団体支援事業では、平成24年度から協働事業提案制度を実施し、市民活動団体や企業などの提案による地域課題の解決を目指している。この事業が新団体結成や市内活動団体の組織育成、市民協働のまちづくりの推進につながっており、団体同士の連携などネットワークが形成されつつある。</p> <p>○ルッチ大学・大学院における、まなびの継続、卒業生のまちづくり活動への参画、卒業生ネットワークの形成、卒業生・現役生の活動相談・支援、卒業生によるル</p>	<p>○学校経営予算については、校長の裁量権の拡大や学校全体で効率的・効果的な予算執行を実施していく仕組みづくり等についての成果を検証する必要がある。</p> <p>○学校と地域の連携、学校教育と生涯学習が連携した学びのまちづくりの取組が必要である。</p> <p>○郷土への愛着を育む教育を進め、大学進学などで市外へ出て、再び米原市に戻りたくなるような取組が必要である。</p> <p>○学校間交流、小中連携により、小規模校のデメリットを克服する必要がある。</p> <p>○まなびサポーター事業のPRと登録者を増加させる必要がある。</p> <p>○公民館のコミュニティセンターへの移行を検討する必要がある。</p> <p>○市民活動団体支援事業では、自治基本条例にも掲げる市民協働の意識の浸透が不十分である。市民が主役のまちづくりに向け、協働の意識向上は必要不可欠である。</p> <p>○ルッチ大学で人材育成を行い、その中で事業実施のきっかけとして協働事業提案制度を利用してもらい、自立した団体が地域創造支援事業にエントリーするというような流れも考えられるが、現状ではまだ上手く連携できていない。</p>

<p>ッチ大学運営への参画などを実施した。(企画会議「ルッチみらい会議」の立上げ)</p> <p>○出前講座、まなびサポーター制度を実施した。</p> <p>○図書館運営の基本を「①クレンリネス(清掃)の徹底、②良質な資料の提供、③サービスによる顧客満足度の向上」とし、貸出とレファレンス(調べもののお手伝い)による資料提供に努めた。</p>	<p>○協働事業提案制度により市と協働で事業を行った団体は、協働推進の先駆者であり、市民がまちづくりに関わる見本として活動いただけるような次の展開の支援が必要である。</p> <p>○活動拠点のない団体のための貸部屋、貸スペースなどの確保や団体間の情報交換の場が必要である。</p> <p>○新たな人材の確保、次代のニーズを把握する必要がある。</p> <p>○「米原市の目指す図書館像」(2009年3月)を具現化するための「米原市立図書館基本計画(仮称)」を策定する必要がある。</p>
---	--

総合計画審議会委員意見

第1章 誇りといきがいと笑顔で紡ぐ心豊かなまち

第4節 一人ひとりが尊重され平和を大切に作るまちをつくる

【ねらい】同和問題をはじめ人権全般に対する理解や認識を深め、多様な主体が共生できるまちをつくります。

【目指す姿】○人権尊重都市宣言のまちとして人権尊重が図られるまちとなっています。

○男女の性別にとらわれず、それぞれのライフスタイルや価値観を尊重しながら、共に支え合っています。

○非核・平和都市宣言のまちとして広く知られています。

指標項目	平成 23 年度実績	平成 24 年度実績	平成 25 年度実績	平成 26 年度実績	平成 28 年目標値
「人権の尊重」の満足度 ※米原市民意識調査による	82.5%	84.8%	85.7%	88.0%	85%
外国籍市民の日本語教室や学習機会への参加者数	37 人	15 人	46 人	34 人	100 人
「男女共同参画社会の実現」の満足度 ※米原市民意識調査による	82.6%	84.8%	84.1%	84.9%	85%
平和祈念式典参加者数	255 人	275 人	246 人	300 人	300 人

現状と取組の成果

- 「人権を考えるつどい」や「認めあう女と男とのパートナーフォーラム」などを開催し、人権に関する学習機会の提供、人権問題への意識向上、自らの課題・社会全体の課題であるという意識変化を醸成した。
- 9月の同和問題啓発強調月間や12月の人権週間期間中に街頭啓発を実施した。
- 小学校での人権教室や人権の花教室などの啓発活動、人権作品募集などを展開した。
- 人権尊重のまちづくり審議会で「米原市人権施策基本方針」の改訂版を策定した。
- 平成26年米原市いじめ問題対策連絡協議会等条例を施行し、いじめに関わる関係機関や団体等で構成される「いじめ問題対策連絡協議会」を立ち上げた。
- 米原ストップいじめプロジェクト事業（「いじめ問題専門委員会」の開催）により、市内小中学校に対し、いじめ問題解決に関わっての指導支援を実施した。
- 多文化共生にむけての取組として、市内小中学校において、国際理解教育の推進、

次期計画に向けての課題

- 人権意識調査と実態把握のあり方に工夫が求められている。
- 人権教育推進協議会の事業規模や補助金の拡大等が課題である。
- 多様化・複雑化する人権問題への対応と、人権尊重のまちづくりの推進が必要である。
- 人権施策基本方針に基づいた事業推進と進行管理が望まれている。
- いじめの防止・解決等のために、市、警察、学校、保護者、地域住民が情報を共有し、主体的かつ相互に協力して取り組む体制を整備していく必要がある。
- 人権問題の早期解消と人権が尊重されるまちづくりのため、官民一体となった地域ぐるみの教育啓発活動・人材育成活動を推進する必要がある。
- 平成23年7月に設立した「米原市多文化共生協会」への運営補助が平成27年度をもって終了するため、協会の自立を目指し支援していく必要がある。協会では市民ボランティア等の協力を得ながら、日本語教室や交流事業などを行ってきたが、今後こうした活動の発展や多文化共生施策の充実が必要である。

国際交流等を通して、異文化理解を深めた。

- 米原市人権教育推進協議会への活動補助金、地域人権リーダー研修会の実施、きらめき人権講座の開催、各自治会でのハートフルフォーラムの実施、人権を考える集いを開催した。
- 事業所内公正採用選考・人権啓発事業で、①街頭啓発、②米原市事業所内公正採用選考・人権啓発担当者および人権啓発推進班員研修会（講演開催）、③企業訪問を実施した。
- 研修会および企業訪問の実施により、各事業所において人権問題に対する企業の社会的責任の重要性を再認識いただくことで、あらゆる差別の解消と、公正な採用選考や差別のない明るい職場づくりの推進を図った。
- 平成 20 年度の「外国籍市民インタビュー調査」を契機に、市役所への通訳配置、公共施設への多言語標記案内板の設置、ポルトガル語版および中国語版の広報、暮らしのガイドブックや医療情報を掲載した絆バトンを作成・配布した。
- 「米原市多文化共生協会」設立し、市民参画による交流事業や語学講座などを実施した。
- ボランティアを中心として、市内の公共施設で日本語教室を開催し、外国籍市民の日本語習得を支援した。
- 男女共同参画のための「こころの悩み相談室」を定期開催した。
- 米原市女性人材バンク（なでしこネット）設置。審議会等への積極的な登用を進めた。
- 遺族会、社会福祉協議会、本市の三者主催により平和祈念式典を開催し、戦没者の追悼と戦争の恐ろしさや平和の大切さを伝え、市民の平和意識を高めた。

- 日本語教室の継続的な開催をはじめ、子どもの就学機会を保障、情報の多言語化や外国籍市民への分かりやすい情報の提供などに配慮が必要。特に有事における防災面での情報伝達等に課題がある。
- 審議会・議会・自治会等への女性登用など、市政への女性の参画機会を増やすことが必要である。
- DVやハラスメントに対応する相談業務の充実。差別・貧困など相談者の悩みに寄り添った相談業務が必要である。
- 終戦から 70 年を迎え、戦争の記憶は次第に風化し、忘れ去られようとしている。いかに平和の大切さを次代に継承していくかが課題である。

総合計画審議会委員意見

第2章 市民の絆で築く心と体の健康なまち

第1節 健やかに安心して暮らせるまちをつくる

【ねらい】生涯を通じて健康に暮らせる、安心できる医療体制の整ったまちをつくります。

【目指す姿】○市民が自らの健康状態を理解し、自主的な健康づくり活動を進め、活力ある生活を送っています。

○誰もが安心して暮らせるよう、医療サービスが充実しています。

指標項目	平成 23 年度実績	平成 24 年度実績	平成 25 年度実績	平成 26 年度実績	平成 28 年目標値
「健康づくりの推進」の満足度 ※米原市民意識調査による	81.0%	86.2%	84.4%	86.9%	85%
がん検診受診率（胃がん・大腸がん・肺がん・乳がん・子宮頸がんの平均受診率）	15.8%	17.4%	20.3%	18.0%	50%
特定健診受診率（国民健康保険）	48.4%	46.2%	47.1%	10月頃算出	65%
「食育」への関心度 （食育に関する市民アンケート調査による）	81.4%	-	67.8%	-	90%以上
かかりつけ医がある人の割合	-	73.3%	-	-	70%
現状と取組の成果	次期計画に向けての課題				
<p>○がん検診受診者は減少傾向にあり、乳がん、子宮頸部がん、大腸がんについては一定の年齢の方に無料クーポン券を交付し、受診率の向上に努めた。</p> <p>○がん検診と特定健診等との同時実施、託児の設置など利便性アップにより受診向上を図った。</p> <p>○がん検診の精密検査者は確実に受診につなげた。</p> <p>○特定保健指導や支援が必要な対象者を明確にし、生活改善に向けた支援を行った。</p> <p>○こころの健康づくりについては、講演会や研修会にて啓発に努め、病気を患った方には、関係機関と連携を図り、訪問や面接を行い支援を行った。</p> <p>○「まいばら版健康手帳」を作成し、特定保健指導や健診受診後の支援に活用した。</p>	<p>○米原市国民健康保険の医療費は、315,892円（平成25年）で県内第8位、一人あたり介護給付費289,685円（平成25年）で県内第2位と高く、重症化の可能性はある。高額な医療費がかかり日常生活に支障が生じる脳卒中、心臓病、糖尿病性腎症による人工透析を減少させるため、若い時から高血圧、糖尿病、脂質異常症、メタボの予防に取組む必要がある。事業の評価は健診データ、レセプト、介護保険データ等を活用し、優先すべき課題を明確にしてPDCAサイクルを展開していく必要がある。</p> <p>○精神障がい者の地域生活への移行を促進するための体制整備を進めるため、保健所や庁内関係各課との連携に取り組む必要がある。</p> <p>○市民の健康づくりを支援するための「まいばら版健康手帳」について活用が不十分。自分自身で健康管理ができるためのツールとして活用を推進する必要がある。</p>				

○次世代の健康と食育の推進では、小中学校5校 14 クラスで授業を実施した。

○健康推進員は年々会員数が減少している。

○結核レントゲン検診の受診率は横ばいだが、特に前期高齢者の受診数が少ないため、はがきによる受診勧奨を行った結果、受診者が増加した。

○高齢者インフルエンザ予防接種は増加した。平成 26 年 10 月から高齢者肺炎球菌感染症予防接種接種を定期接種化した。

○高度、多様化する医療、保健、福祉、介護等に関する需要への的確な対応のため湖北医師会と協力、連携を図った。

○保健活動の円滑な推進のため、小児救急医療支援事業や後方医療機関確保対策、休日急患診療所の事務運営委託を行った。

○山東西部診療所整備事業について、地域の健康課題を明確にして解決を目指した検討を実施した。

○末期がん患者在宅介護支援事業では、要介護認定申請後に死亡した末期がん患者が暫定的に利用した福祉用具貸与に係る経費について助成を行った。

○医療費の適正化のため、ジェネリック医薬品の使用割合の引き上げに努めた。

○後期高齢者医療広域連合と連携し、高齢者の健康づくりと医療費の適正化に取り組んだ。

○福祉医療費助成制度において、平成 26 年 4 月 1 日から小中学生の通院医療費の無料化を実施した。

○国の制度の見直しにより、70 歳から 74 歳までの 2 割負担となった低所得者に対して新たに 1 割負担を維持することとなり、対象世帯の経済的負担を軽減した。

る。

○健康推進員が年々減少。食育の推進や健診の受診勧奨など地域組織活動推進の重要な担い手のため、会の今後のあり方、事業内容等を検討する必要がある。

○結核レントゲン検診の受診勧奨について、受診勧奨対象や結果の返却方法、精密検査受診勧奨等についての検討が必要である。

○平成 26 年度 10 月から定期接種に追加された高齢者の肺炎球菌感染症予防接種について、接種勧奨と周知を行う必要がある。

○医療機能の連携や地域包括ケアシステムの構築。市が有する社会資源を踏まえ、高齢化の状況や客観的なデータに基づいた分析による取組が必要である。

○末期がん患者在宅介護支援事業は、末期がん患者のうち介護認定申請を行ったものの、認定調査前に死亡された介護保険被保険者について、介護保険の給付に準じた助成が受けられるよう介護保険制度で給付できない部分を補完するためのもの。よって利用稀なケースはとなるが、支援できる体制を予め整え、介護保険制度における空白部分を補完する制度として事業継続することが重要である。

○「かかりつけ医」をすすめ、適正な受診行動や重複受診の是正、重複投薬の防止による医療費適正化を図る必要がある。

○高齢者の医療費は大幅な増加傾向。国は世代間における負担の公平化や低所得者等に対する特例措置などの段階的な縮小などを検討。広域連合と連携した国への適時適切な要望等、高齢者の健康の保持増進、健康づくり事業の充実、健診への受診勧奨や健診後の訪問指導など積極的に取り組んでいく必要がある。

○福祉医療費では、近隣の市町で実施している市単独事業などについて、実施内容における相違や不均衡となっている点の見直し、低所得者への負担軽減が拡充されるよう、県下の各市町とも連携しながら県や国に対して要望を行う必要がある。

総合計画審議会委員意見

第2章 市民の絆で築く心と体の健康なまち

第2節 親子の絆が育まれるまちをつくる

【ねらい】子どもを安心して産み、育てられるとともに、自立した若者が育つまちをつくります。

【目指す姿】○子どもが健やかに成長するとともに、子育てを楽しむことができる環境が整っています。

○夢や希望を抱く若者が自立し、次代の親になっています。

指標項目	平成 23 年度実績	平成 24 年度実績	平成 25 年度実績	平成 26 年度実績	平成 28 年目標値
新生児訪問実施率	98.1%	99.4%	100%	98.4%	100%
予防接種率（二種混合予防接種）	93.8%	90.5%	91.1%	92.6%	90%
子育て支援センター設置箇所数	3か所	4か所	4か所	4か所	4か所
「子育て・子育て支援の充実」の満足度 ※米原市民意識調査による	76.0%	66.9%	79.9%	83.6%	80%
若者自立ルーム「あおぞら」を通じて安定的な就労につながった件数	5件	3件	3件	2件	6件
結婚相談事業を通じた年間婚姻成立件数	1件	0件	0件	1件	5件

現状と取組の成果

- 安心安全な妊娠、出産を目指して、母子健康手帳交付時に保健師が面接し、妊婦健診の必要性や妊娠中からの健康管理を指導した。
- 新生児訪問率は 98.4% で、訪問未実施者については、長期入院や里帰りによるもの。把握率は 100% を維持した。
- 乳幼児健診は、99.0% から 97.1% を保っており、未受診者には地域担当保健師が訪問や面接を行い把握に努めている。
- 「すくすくファイル」を活用し、親が成長や発達に見通しを持てる育児を支援。健診等で、身体面や精神発達面で医療機関を受診する必要のある児童については早期に必要な機関へつないでいる。
- 特定不妊治療助成事業では年々申請者が増加している。

次期計画に向けての課題

- 平成 26 年度母子健康手帳交付時の妊婦の平均年齢は 30.7 歳。全国的な晩産化の中、安心安全な出産のため妊娠高血圧症候群や肥満などリスクのある人を把握し、早期から継続的に支援することが必要である。
- 育児不安を抱える人に早期対応できる相談窓口の周知と相談体制の整備が必要。
- 乳幼児健診の未受診者に対して、地域担当保健師が責任を持って支援し、100% 把握に努める必要がある。
- 乳幼児健診受診において、身体面や精神発達面で支援の必要な児に対して、発達相談や支援を行うことで一人一人の発達を保障することが必要である。
- 子どもの病気予防のため、ワクチン、予防接種の接種率向上に取組む必要がある。
- 不妊治療申請者が増加。引き続き特定不妊治療費や不育治療費の一部を助成し、不妊に悩む夫婦を支援する必要がある。また、男性に対する不妊症の支援を検討

○要保護児童対策地域協議会（米原市子ども家庭支援ネットワーク）を開催。会議では、要保護児童に対する支援方針の決定や役割分担等情報共有を行った。

○子どもの育ちと子育てを社会全体で支え合い、元気と笑顔があふれるまち米原の実現を目指して、平成 26 年 3 月に「米原市子ども条例」を制定した。

○子ども・子育て支援新制度に基づき、質の高い幼児期の教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の提供を図るため、平成 27 年 3 月に「米原市子ども・子育て支援事業計画」を策定した。

○放課後児童クラブを市内 10 か所で開設。早朝、延長、土曜日のサービスも実施。

○放課後キッズ事業は、地域の団体に委託し市内 4 か所で実施した。

○平成 27 年度からファミリー・サポート・センター（児童の預かりなど相互援助活動の連絡調整を行う）を開設する。

○園にて保育参加を年数回開催。座談会や講演会を積極的に開催し、子育て支援の充実の支援を図っている。多くの園で保護者に対する保育体験を実施し、保育に興味関心を持っていただける人増やせるよう努力している。

○市・県の関係機関による「特別支援保育審査会」を組織し、市全体の特別支援保育の方針を定め、支援を必要とする児童個々に対しては、園におけるきめ細やかな保育ができるよう支援体制の整備や具体的な方向性を定め支援している。

○地域子育て支援センターとして、平成 19 年 4 月にいぶき認定こども園に「はなばたけ」を開設。平成 24 年 5 月に近江はにわ館内に「ふたばっこ」を開設。市内全地区に地域子育て支援センターを開設し、子育て家庭等への育児不安解消のための相談指導等を実施し未就園児保護者にきめ細やかな子育て支援を実施した。

○少子化の歯止めと出生率の向上を図るため、平成 25 年 10 月から幼稚園・保育園の 3 歳以上児を対象とした第 2 子以降の保育料軽減を実施し、平成 27 年 4 月から全年齢児へ拡大した。

○米原市こども療育センターひまわり教室において、障害のある未就学児に対し療育活動を実施した。平成 27 年 10 月 1 日からは米原市地域包括医療福祉センターにおいて事業を行う予定。平成 28 年 4 月 1 日からは、同センターに設置す

する必要である。

○近年、社会状況の変化に伴い、複雑な家庭要因（母子家庭、生活困窮家庭、養育者が精神疾患を患っている、子どもが発達障害、多子家庭、機能不全家族など）が重なり、重篤な虐待に至るケースが増えており、家庭相談員も対応に苦慮している。困難事例については、専門アドバイザーによる事例検討会議を開催し、具体的なアドバイスをして家庭支援を行っている。今後は、こども家庭相談室に専門職を配置し、ネットワークの連携強化を図ることが必要である。

○放課後児童クラブの利用者増加に伴う施設環境の改善（保育室の拡充・送迎対応・空調整備等）が必要である。

○支援を要する児童（多動、情緒不安、乱暴）の増加に伴う加配指導員の確保、子どもの指導や保護者の対応が必要である。

○重度障がい児のクラブ利用希望に対する対応が必要である。

○ファミリー・サポート・センターの運営の仕組みの構築、協会会員の確保が必要である。

○公立幼稚園・保育園・認定こども園の運営に携わる職員は、非正規職員の配置が半数以上を占める。また一方で、幼保に携わる職員増員は、条例で職員定数が定められている枠の中では限度がある。このため、合併後の 10 年間は統合整備計画に基づく積極的な施設の統廃合をして一定の集約化を図ったが、これからの 10 年は、公が運営しなければならない施設と民でも運営が可能な施設を見分け、行政として一定の保育サービスを確保するという観点から、指導・監視役に徹して市全体の保育の資質向上に努めていく必要がある。

○民間施設では当たり前となっている延長保育等の保育サービスが、近年の多様なライフスタイルに応じて、公立施設でも実施する時期に来ている。

○平成 28 年 4 月 1 日から、米原市地域包括医療福祉センターが指定管理となり、民間事業所が児童発達支援センターを運営するため、市直営の事業からの円滑な引継ぎが課題である。また、今後は民間事業所と市の連携が重要である。生まれてから就労まで、一貫した支援を図るための体制をより一層整備する必要がある。

○放課後等デイサービス（障がい児）は、初めて導入する事業であるため、スタッ

る児童発達支援センターにおいて未就学児の発達支援を行う。

○児童発達支援センターを新たに整備し、既存の児童発達支援事業（ひまわり教室）に加えて、新たに放課後等デイサービス事業、保育所等訪問事業、計画相談事業を開設する。（平成28年4月～）

○親子教室（療育の必要性を観察する事業）と赤かぶクラブ（療育卒業者の交流事業）を実施した。

○米原市若者自立支援事業を実施し、若者自立ルーム「あおぞら」にて、ひきこもりやニート等の状態にある青少年・若者の自立へ向けた相談・支援を実施。県やハローワークと連携し、就労定着へむけた継続的相談支援を実施した。

○こども家庭相談室、少年センター、若者自立ルーム・あおぞらの相談支援の連携を進め、平成22年施行の子ども若者育成支援推進法に基づく「米原市子ども若者支援地域協議会（仮称）」の設置へ向け準備を進めている。

○結婚相談員による結婚相談活動に加え地域との協働による「赤い糸発見事業」を展開し、結婚意欲の機運を高めるとともに「出会い」の機会を創出に取り組んだ。

○湖北就活ナビ事業では、若者の地元への定住を促進し、湖北地域の企業の発展、優秀な人材確保支援のため、長浜市と合同で就活セミナー・学生就職面接会を開催し、若者の定住・就労の促進および企業との適切なマッチングを図った。また、長浜市、ハローワーク長浜および湖北地域雇用対策協議会と連携した企業への働きかけと、近畿、北陸、中部地方の大学等をきめ細かく訪問し、湖北地域への雇用と若者の定住が促進した。

フの計画的配置などから10人から開始し、順次拡大する。

○ひきこもりやニート等、社会生活を営む上で困難を有する若者に対して、必要な支援が届きにくく、制度的にも財政的にも強い後ろ盾がない現状である。しかし本市の将来の安心・安定につながる若者への支援は大きな意味があり、「まち・ひと・しごと米原創生総合戦略」と連動し、米原らしさあふれる人にやさしい施策として再出発する。こうした若者の自立を考える時、支援や見守りを受けつつ地域で働く場が絶対的に必要であり、農業や林業、空家等への対策との連動等、大胆な発想の転換も必要であるが、本施策はその基本を行政主導ではなく、まさに働く現場である民間の力と実績を最大限に発揮するものであることが必要である。先ずは、目の前の長期ひきこもりや家庭内暴力等の具体事例に対応し青少年・若者の総合的・継続的な支援を行うため、「子ども若者支援地域協議会」の設置を実現したい。

○地域や各種団体との連携によって、より多くの出会いの場づくりに取り組む必要がある。

○地方創生に伴うUIターン施策の一環として、現在の対象者（大学卒業後3年以内）の拡大を図る必要がある。

○地元の優良な中小企業が内定をしても、大企業に流れてしまい、企業の人事担当としては、良い人材の確保が難しくなっている。

○市内から流出している若者をはじめ都市部の若者に対して、市内の企業情報や求人情報等の広告宣伝ができていない。

総合計画審議会委員意見

第2章 市民の絆で築く心と体の健康なまち

第3節 高齢者や障がいのある人がいきいきと元気に暮らせるまちをつくる

【ねらい】高齢者や障がいのある人が住み慣れた地域でいきいきと、その人が望む生活を送ることができるまちをつくりたい。

【目指す姿】○高齢者が、地域社会に貢献し、いきがいをもちながら生活を送っています。

○障がいのある人が、身近な地域で自立した生活を送っています。

○誰もが安心して暮らせるよう、介護保険サービスや障がい福祉サービスが充実しています。

指標項目	平成23年度実績	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度実績	平成28年目標値
65歳以上高齢者における要支援・要介護認定を受けていない人の割合（元気高齢者率）	82.5%	81.3%	81.5%	82.5%	83.5%
障がいのある人の施設から地域生活への移行者数	0人	0人	0人	0人	2人
一般就労した障がいのある人の人数	2人	8人	8人	12人	4人
障がい者グループホーム（ケアホーム）の入居者数	15人	33人	35人	37人	25人
手話通訳奉仕員養成講座修了者数	80人	98人	105人	117人	140人
「高齢者・障がい者福祉の充実」の満足度 ※米原市民意識調査による	76.3%	71.9%	80.4%	80.5%	80%

現状と取組の成果

- 平成25年、米原モデル構想を策定し、米原市の地域包括ケア体制のあり方について定め、地域福祉計画で圏域ごとの整備計画と自助・互助・共助・公助を明確にした。
- 米原近江圏域における在宅医療支援拠点を整備し、在宅での医療と介護の提供体制を整備した。
- 独居等高齢者安心確保（絆バトン）事業では、安心して生活できる環境づくりに向け、医療情報を保管する救急医療情報カプセル（絆バトン）を民生児童委員の協力を得て配布し、絆バトン普及拡大のため、市内の介護事業所に配布の協力を依頼した。
- 一人暮らしや寝たきり高齢者の在宅生活を支援するため、各種訪問サービス施策

次期計画に向けての課題

- 地域包括支援センターの民間委託のうち、山東伊吹圏域地域包括支援センターの設置時期が未定である。
- 独居等高齢者安心確保（絆バトン）事業は対象者の範囲が限定されているが、必要とする人にとって、絆バトンを一般的な支援ツールとして浸透する必要がある。
- 医療情報の更新は本人、家族で対応せざるを得ない。
- 家族介護支援事業の利用事由は、介護者の急な病気、事故、災害、葬祭等要介護者高齢者の介護が困難となった場合とあるが、介護者のリフレッシュの意味合い（例えば介護疲れによる休暇など）が含まれていない。
- 手話通訳者を養成する必要がある。

を提供した。(外出支援サービス事業、訪問理容サービス事業)

- 家族介護者支援事業では、介護者の急な病気、事故その他やむを得ない緊急の事由により介護を必要とする高齢者の介護ができなくなった場合における安心を確保するために、家族介護の支援に努めた。
- 生活保護事業では高齢福祉や精神保健、障がい者福祉と連携、総合的な支援を実施した。
- 要保護状態となる可能性がある市民に就労支援を行い生活の安定を図った。
- 市役所に2人の手話通訳者を設置し、手話通訳者や要約筆記者を派遣して聴覚障がい者の意思疎通支援した。音の広報を発行し、視覚障がい者に対する情報保障を実施した。
- バス乗車助成事業を行い、高齢者や障がい者の交通費の負担を軽減した。
- 認知症高齢者を支える地域づくり(認知症地域支援推進員による啓発や地域で支えるまちづくり。認知症初期集中支援チームの配置による早期関与、医療・介護サービスにつなぐ取組。キャラバンメイト養成、認知症サポーター育成)を推進した。
- 自らの予防を行うため認知症予防プログラムを実施した。
- 認知症ケアの向上を図るため「認知症ケア研究会」や「MTR40」などの多職種連携による取組を支援した。
- 平成27年4月施行の生活困窮者自立支援法の施行に向けて、体制整備を行った。
- 高齢者等の居場所づくり、地域住民の日常生活の困りごと等をお手伝いするサービス実施し、互助によるコミュニティの再構築と地域の活性化を図った。
- 歩楽るん教室(自治会単位の運動指導)の実施と自主活動を支援した。
- 平成26年度に介護給付適正化システムを活用し、市内12事業所に対してケアプランチェックを実施。過誤請求、プランの見直し有。ケアプラン点検、ケアマネジャーからの聞き取り、自立支援に向けたケアプランの指導を実施した。
- 主任ケアマネおよびケアマネに対して、市の介護保険の現状を説明し、適正化、ケアプラン点検の意義と点検結果報告等についての研修を実施した。
- 高齢者住宅改修等助成・給付事業では、日常動作能力の低下した高齢者の排泄、

○ひきこもりなどの無職者に対する支援を充実する必要がある。

- 若年性認知症者を支えるための仕組みづくり。
- 単位老人クラブが廃止により減少している。
- 地域お茶の間創造事業における団体の自立、事業継続に向け、居場所の設置運営経費は継続して支援を行うが、それだけでの運営は難しいため、自主財源確保に向けた取組が必要である。
- 介護保険改正により、介護予防事業の見直しが図られ、一次予防・二次予防の定義が廃止され、高齢者の社会参加・貢献(就労や趣味活動)が介護予防につながり、その活動が高齢者を支えるための生活支援サービスの提供者となるよう期待されている。こうした国の動きを背景に、米原市の取組方針を検討する必要がある。
- 高齢者の多くは慢性疾患を持っていることから、高齢者医療確保法に法制化されたデータヘルズ計画との整合性が介護予防事業にも求められる。
- 高齢者住宅改修等助成・給付事業は、日常動作能力の低下した高齢者の排泄、入浴、移動等を容易にするため、住宅改造を行った時の費用の一部を助成するものである。よって対象者本人の日常生活自立度を考慮した住宅改造を行う必要があるが、事前審査の段階で対象者本人にとって、真に必要な住宅改造なのかサービスの見極めが難しい。
- 工事業者については、申請者が1者のみ選定することがほとんどのため同内容の工事であっても施工料(値段の差)、施工の程度・質等にばらつきがある。今後、工事業者については登録制度の導入等の検討が必要と思われる。
- 末期がん患者在宅介護支援事業は末期がん患者のうち介護認定申請を行ったものの、認定調査前に死亡された介護保険被保険者について介護保険の給付に準じた助成が受けられるよう介護保険制度で給付できない部分を補完するためのもの。よって、当事業の利用は極めて稀なケースとなるが、支援できる体制を予め整え、空白部分を補完する制度として事業を継続することが重要である。
- 障がい福祉サービスの利用者は増加傾向にあり、財源確保が重要である。計画相談を作成するには、基礎資格一定の経験年数を有する者がさらに研修を受ける必要があるため、計画相談を作成する人材不足が顕著となっている。

<p>入浴、移動等を容易にするため、住宅改造に要する経費の一部を助成した。</p> <p>○末期がん患者在宅介護支援事業では、末期がん患者の在宅介護を支援し、要介護認定申請後に死亡した末期がん患者が、暫定的に利用した福祉用具貸与に係る経費を助成した。</p> <p>○障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスを実施し、必要性を明らかにするために障害支援区分を認定するための調査を行い、審査会を設置した。</p> <p>○障がい者に応じたサービス提供のため、相談支援事業所で計画相談を実施した。</p> <p>○多様化する新しい介護予防・日常生活支援総合事業についての制度説明を地域包括支援センター運営協議会、サービス事業者対象の研修会で行った。</p> <p>○認知症施策の推進（認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員の設置）</p> <p>○生活支援サービスの体制整備（生活支援コーディネーターの設置）</p> <p>○米原地域のグループホーム建設用地を購入し、造成工事を行った。</p> <p>○地域で活動する障がい福祉団体に対し、活動費などを助成し、活動を支援した。</p> <p>○働き・暮らし応援センターを中心に、障がいのある人が就労できるよう支援した。</p> <p>○手話奉仕員養成講座や音訳ボランティア養成講座を開催し、障がい者に対する理解を深め、支援者を増やした。</p> <p>○移動支援事業を行い、障がい者の移動を支援した。</p>	<p>○作業プロセスが円滑に推進できるよう、「地域ケア会議」を制度的に位置付け、個別事例（困難事例など）の検討を通じ、多職種協働によるケアマネジメント支援や、地域支援のネットワーク構築を行う必要がある。</p> <p>○相談支援事業所（障がい福祉）における相談員の定着率を上げ、時間をかけて育成する必要がある。</p> <p>○これからグループホーム入居を必要とする障がい者数を見据えた計画的なグループホームの整備が必要である。</p> <p>○障がい種別、障がいの程度に応じた様々なグループホームの整備が課題で特に、医療行為が必要な方に対し、夜間看護師が常駐するグループホームの建設は重要課題の一つである。</p> <p>○障がいのある人が就労に向けて訓練したり、自分に合った就労活動を行う作業所が不足している。</p> <p>○障がいのある人の社会参加の促進のため、手話通訳奉仕員養成講座を開催し、手話通訳奉仕員の確保に努め、コミュニケーション支援の充実を図る必要がある。</p> <p>○移動支援の充実を図りながら、障がいのある人の社会参加を促進する。</p>
--	---

総合計画審議会委員意見

<p> </p>

第2章 市民の絆で築く心と体の健康なまち

第4節 地域の支え合いで安心して暮らせるまちをつくる

【ねらい】地域の支え合いや助け合いにより、誰もが安心して暮らすことができるまちをつくります。

【目指す姿】○地域の関係機関や団体が協働しながら、見守り活動などが展開され、地域福祉活動が活発に行われています。

○市民が共に支え合いながら安心して暮らせるまちづくりを展開しています。

指標項目	平成 23 年度実績	平成 24 年度実績	平成 25 年度実績	平成 26 年度実績	平成 28 年目標値
担当民生委員児童委員を知っている市民の割合 ※米原市民意識調査による	52.6%	54.0%	53.3%	51.7%	70%以上
コミュニティソーシャルワーカー設置数	0人	4人	4人	4人	4人
福祉ボランティア数	1,302人	1,328人	1,391人	1,390人	2,000人

現状と取組の成果

- 民生委員児童委員、人権擁護委員および障がい者相談員による「心配ごと相談」を毎月1回実施した。
- 民生委員児童委員協議会によるバースデイ訪問を実施した。
- 米原市地域包括支援センターと民生委員児童委員による情報交換会を実施した。
- 第1次地域福祉計画および第2次地域福祉活動計画で「まいばら福祉のまちづくり計画」を策定（平成25年度策定）行政計画と市社協による市民行動計画を一体化するとともに、圏域設定と役割（自助・互助・共助・公助）分担を図った。
- 地域活動圏域（旧町）にコミュニティソーシャルワーカーを配置し、福祉の地域づくりを推進するとともに、制度の対象とならない要支援者への支援を行った。
- 地域支え合いセンターの開設に向け、関係機関と協議を進め、生活支援コーディネーターの育成支援を行った。
- 多様な主体が参加する広域的な支え合いの仕組みづくりに向けて、様々な分野で活躍されている人材をつなぐ会を立ち上げた。
- 民生委員児童委員への活動支援として、住民基本台帳の開示や情報交換会を実施し、地域での見守り活動への支援を行った。

次期計画に向けての課題

- 地域ケア会議は、国の制度改正による市町への義務化が図られてきたため、現在の地域ケア会議は休止しており、新たなケア会議の仕組みづくりを行う必要がある。
- 介護保険制度による第2層生活支援コーディネーターの配置とコミュニティソーシャルワーカーの配置の整合および今後の配置計画が未定である。
- 災害時要援護者避難支援計画を見直し、周知する必要がある。要援護者の台帳の管理（福祉支援課）と対象者の把握（高齢福祉介護課・社会福祉課）を別々で実施しているため、平常時に提供できる台帳が整備できていない。また、個別計画について、自治会等（自主防災組織、民生委員児童委員、避難支援者）で情報共有が図れていない。
- 人材の育成（ボランティア等担い手の高齢化、後継者不足の解消）
- 多様な主体（職種・分野）の連携（ネットワークづくり）
- 団体（法人）結成支援（社会活動、地域活動の担い手となるNPO法人等の育成）
- 第2層圏域（中学校区）における生活支援コーディネーターの育成支援
- 高齢化による自治組織（自治会）のあり方を検討する必要がある。
- 地域お茶の間創造事業については、団体の自立、事業継続に向け、居場所の設置

- 米原市民生委員児童委員協議会連合会への支援として、米原市域での活動の統一化や資質向上のための研修会を実施した。
- 4単位民協への支援として、平成25年度から民協事務局を市社協へ移管し、地域福祉センターと市社協コミュニティソーシャルワーカーと民生委員児童委員との連携を強化した。
- 障がい者の尊厳を守るため、障がい者虐待を防止し、早期対応を実施した。
- 地域包括支援センターでの虐待高齢者の保護と支援の実施および高齢者虐待防止ネットワーク会議を設置し、関係機関との情報共有と連携強化を図った。
- 関係者や事業者へ虐待対応マニュアルを作成し、虐待発見時の行動指針と早期発見を訴えてきた。
- 市社協に権利擁護センターを設置（平成27年7月）し、成年後見制度の普及啓発の実施を予定している。
- 音訳ボランティア養成講座、発達障がい支援者育成事業を実施した。
- 生活保護制度では、生活に困窮する人の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活保持とともに、適正な支援や自立の援助に取り組んだ。

- 運営経費の継続支援を行うが、それだけでの運営は難しいため、自主財源確保に向けた取組が必要。担い手が高齢化しており、事業の後継者が必要。事業が実施できない地域もあり、地域間で格差が生まれる可能性がある。地域課題の解決から活動されている団体のため、介護保険法改正に伴う総合事業の住民主体サービスの担い手として取り組む団体への移行が難しい。
- 民生委員児童委員と自治会長と連携については自治会ごとに様々で、行政が踏み込めないところでもあるが、民生委員児童委員からは、自治会との連携強化の必要性の声が上がっている。市または市社協による誘導策の検討が必要
- 障がい者虐待防止ネットワークの充実を図る必要がある。
- 法人後見人や市民後見人の育成について、市民後見人は全国的な問題が発生しており資質の確保が重要。不足する後見人の育成方針が必要である。
- ボランティアの活躍が期待されるが、ボランティアの確保が困難である。
- 扶養義務者の扶養意識が乏しく孤立しやすい等の問題を抱える世帯が増えていることから、地域の福祉団体や民生委員児童委員、関係者（機関）との連携を、今まで以上に強める必要がある。

総合計画審議会委員意見

第3章 田舎都市が魅せるいやしのまち

第1節 ホタルが輝き続けるまちをつくる

【ねらい】身近な生活環境を守り、快適で暮らしやすいまちをつくります。

【目指す姿】○ホタルの保護をはじめ、自然環境や生態系に配慮し、良好な自然が残っています。

○身近な生活環境を守る取組を市民一人ひとりが実践しています。

指標項目	平成 23 年度実績	平成 24 年度実績	平成 25 年度実績	平成 26 年度実績	平成 28 年目標値
米原市螢保護条例の認知度 ※米原市民意識調査による	67.5%	66.3%	68.7%	64.6%	80%
環境こだわり農産物認証面積	263.8ha	292.2ha	246.2ha	241.0ha	270ha
水洗化率	86.0%	87.2%	89.2%	90.3%	90%

現状と取組の成果

○毎年、市内の地下水（29 か所）、河川（13 か所）、土壌（6 か所）、湧水等（16 か所）の水質等の調査を実施。環境基準値を超える物質の検出はされていない。

○環境美化監視員（24 名）による不法投棄のパトロールを実施した。

○農業振興支援事業では、環境こだわり農産物の生産に合わせて地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者に対して支援を行った。

○公共下水道事業・農業集落排水事業では、広報まいばら、伊吹山テレビ等による広報や、未水洗世帯への個別訪問により、水洗化の促進や下水道の適切な維持管理に関する啓発を実施。水洗化率は毎年増加し、平成 26 年度末の水洗化率は 90.3%となった。

次期計画に向けての課題

○騒音規制法の対象とならない施設からの騒音などによる問題への対応が課題である。

○現在、市内でホタル保護活動をされている団体が3団体程度であり、今後、さらに蛍の保護団体の育成に努め、市のシンボルであるホタルを取り巻く自然環境が守られ、次世代に受け継がれるよう、取組を進めていく必要がある。

○より安全で安心な農産物の提供

○琵琶湖の環境保全

○引き続き水洗化率の向上を図り、公衆衛生の向上、公共用水域の水質の保全に努める必要がある。

総合計画審議会委員意見

第3章 田舎都市が魅せるいやしのまち

第2節 自然と共生するまちをつくる

【ねらい】自然に対する市民の意識を高め、自然保護の担い手を育成し、自然と共生できるまちをつくります。

【目指す姿】○伊吹山や霊仙山をはじめとする森林や希少植物、美しい水環境が守られ、市民の自然保護意識が高まっています。

指標項目	平成 23 年度実績	平成 24 年度実績	平成 25 年度実績	平成 26 年度実績	平成 28 年目標値
伊吹山地草原植物群落における低木類伐採面積（延べ面積）	1ha	2ha	2.1ha	2.1ha	5ha
自治会との協定による里山整備面積（延べ面積）	83ha	96ha	112ha	144ha	100ha
天野川のビワマスの遡上範囲（琵琶湖からの距離）	2km	2.5km	6km	6Km	7km

現状と取組の成果

- 「伊吹山を守る会」「伊吹山自然再生協議会」を組織し、自然保全団体や関係団体等との協働により、植生防護柵の設置、山頂保護ロープの修繕、登山道の整備清掃、公衆便所の維持管理などを行った。
- 伊吹山自然再生協議会において入山協力金事業を導入し、公的資金だけに頼らずに自立的に山を保全するシステムを構築した。
- 霊仙山、里山の登山道（遊歩道等）の草刈りや維持管理を行い、登山者の安全を確保し、登山を楽しめる環境をつくった。
- 伊吹山南斜面に繁茂するササやコクサギの計画的な刈取りを実施し、山地性草本の保全を行った。
- 獣害対策を含めた森林整備のため、集落周辺の里山整備を目的とした里山リニューアル事業を中心に取り組んでいる。今後は集落の奥山に対し集約化施業による所有者の境界の明確化と搬出間伐、作業路網の整備を一体に進める必要があり、市、県、森林組合で研究会を設け低コストで迅速な施業の進め方を研究している。
- 水環境の調査研究結果をパンフレットなどの広報物にとりまとめ、まいばらの水環境への意識啓発を実施した。

次期計画に向けての課題

- 伊吹山自然再生協議会と伊吹山を守る会など、組織の統合調整（県との役割の整理を含む）。
- 伊吹山や霊仙山の植物への二ホンジカによる被害が拡大し、植生防護柵の設置が急務となっており、財源の確保を含め、計画的に進めていく。
- 里山から奥の森林については未整備で、搬出間伐すべき時期にきていることもあり、森林の集約化施業を進めていく必要がある。
- 山林所有者の境界を知る人が少なくなり、高齢化している。早い時期に境界の明確化を進める必要がある。
- 搬出した木材の有効な利用にむけての研究が必要である。
- 水資源保全のための活動支援や、まいばらの水の豊かさを市内外に発信することが望まれる。
- 行政主導ではない市民主体の自然観察会の支援
- ビワマス倶楽部が自立した組織となり、ビワマスまちづくりプランに基づいた各種取組を推進する仕組みを構築する必要がある。

- まいばら協働提案事業として、上丹生地区において「冒険遊び場」事業を市民団体と協働で実施し、遊び通した子ども達の健全な成長を支援し、親同士の交流の場として、地域の子育て・子育てのまちづくりが実践できた。宇賀野でも冒険遊び場が開設され来場者が増えた。
- 地域の自然を体験できる「まいばら自然観察会」を開催した。
- 天野川ビワマス遡上プロジェクト会議の運営、ビワマス倶楽部への支援、ビワマスまちづくりプランに基づく事業実施・支援を行った。息長小学校、市民冷蔵庫ふ化実験を行い、ふ化した稚魚の放流会等を実施した。

総合計画審議会委員意見

第3章 田舎都市が魅せるいやしのまち

第3節 美しい風景を守り維持するまちをつくる

【ねらい】米原のまちなみや景観を保全し、ふるさとの風景を残すことができるまちをつくります。

【目指す姿】○公園の整備や維持管理をはじめ、歴史文化に配慮した景観形成などにより、調和のとれた米原の風景がつくられています。

指標項目	平成 23 年度実績	平成 24 年度実績	平成 25 年度実績	平成 26 年度実績	平成 28 年目標値
市民一人当たりの都市公園面積	1.02 m ²	1.02 m ²	1.06 m ²	1.13 m ²	1.02 m ²
「やすらぎ環境の整備」の満足度 ※米原市民意識調査による	79.7%	79.9%	78.9%	82.6%	85%

現状と取組の成果

- 公園維持管理事業では、都市公園について、自治会を指定管理者として協定を結び、市民と協働により良好に維持管理を行った。
- 緑の基本計画に基づき、米原駅東部土地区画整理事業により造成された米原駅東部かきつばた公園および米原緑地公園を都市公園として新たに供用を開始した。
- 駐輪場維持管理事業では、市営駐輪場について、朝の混み合う時間帯に駐輪整理指導を実施し、駐輪場が不足していた米原駅西口に駐輪場を増設した。
- 米原市が景観法に基づく景観行政団体に移行し、米原市景観計画を策定し、同計画に基づいた米原市景観条例を制定した。
- 景観フォトコンテストを実施し、市内の景観資源の把握とPRを行った。
- 景観形成建造物を指定し、市民の景観に対する意識向上を図った。
- 平成 26 年に、米原市最北部の東草野地域を国の重要文化的景観に選定された。

次期計画に向けての課題

- 不法投棄をなくしていくための効果的な対策。不法投棄される前に対策を打つことが必要である。
- 緑の基本計画に位置付けられている公園のうち、未整備の公園について整理が必要である。
- 景観行政事業では継続して景観づくりに対する啓発が必要であり、新たな景観重要区域の指定や自治会において地域協定などが結ばれるように事業を進める必要がある。
- 文化的景観の維持を図るため、整備活用計画を策定し、修理修景を進める必要がある。
- 文化的景観選定地内で行なわれる公共事業に対して、景観に配慮するよう努める必要がある。

総合計画審議会委員意見

第3章 田舎都市が魅せるいやしのまち

第4節 資源やエネルギーが循環する持続可能なまちをつくる

【ねらい】環境への市民意識を高め、環境に配慮した取組を実践するなど個々のライフスタイルの変革により、持続可能なまちをつくります。

【目指す姿】○市民の環境保全に対する意識が高まり、ごみの減量やリサイクル、再生可能エネルギー*の活用などにより、環境に負荷をかけないまちになっています。

指標項目	平成 23 年度実績	平成 24 年度実績	平成 25 年度実績	平成 26 年度実績	平成 28 年目標値
家庭から出る資源ごみのリサイクル率	27.5%	26.7%	26.1%	25.3%	26%
「新エネルギー導入」に対する満足度 ※米原市民意識調査による	63.0%	65.7%	69.8%	75.1%	75%
環境フォーラム参加者数	180 人	145 人	908 人	300 人	300 人

現状と取組の成果

- ごみ集積所付近の環境美化、ごみの減量化およびごみの分別に対する意識の向上を促進するため、平成 26 年 17 自治会のごみ集積所の整備に対し、補助を行った。
- 太陽光発電等設備導入補助金制度を設け、家庭における太陽光発電システムや薪ストーブ設備の導入について取組を進めた。
- 市役所地球温暖化対策率先実行計画に基づく取組を実施した結果、CO2 排出量は目標対象施設全体で、基準年度（平成 23 年度比）の 3.23%（77.4 t）減となった。
- 環境配慮型公共施設整備ガイドラインを策定した。
- 京都議定書における温室効果ガスの年平均排出量削減を受け、1990 年以降に森林経営の行われた森林（FM 林）を増加させるため、主に人工林の間伐を推進し間伐実施量は 645ha で、森林吸収源対策に寄与した。

次期計画に向けての課題

- 再生可能エネルギーの推進による農村地域の活性化や森林保全が図られる地産地消の仕組づくりを構築する必要がある。
- 環境配慮型公共施設整備ガイドラインを策定したが、新計画策定時点（目標値設定時点）では想定していなかった施設整備（学校への全面的なエアコン導入等）があるため、このまま実行計画を推進するだけで目標達成が可能なのか、改めて検証する必要がある。
- 森林整備の進捗を妨げる要因は、山林境界が不明確、商業的に小規模、所有者の関心が低いなど森林施業の魅力がないところにある。このため、施業者も森林組合に頼っている現状である。
- 森林組合の施業スピードを上げていくことが、適正な植生の森林を増やし、木材の利活用を進め、CO2 吸収源の回復を進めることになるが、山林所有者の関心を高める方策と併せて考えていく必要がある。
- 燃料用木材等を低コストで収集・運搬する作業システムを検討する必要がある。
- 環境、エコに関する意識向上、普及啓発の継続的な取組が今後も課題である。

総合計画審議会委員意見

第4章 災害に強く生活が便利なほっとするまち

第1節 地域の絆で災害に強いまちをつくる

【ねらい】災害に強く、市民の安全な暮らしを確保できるまちをつくります。

【目指す姿】○地域防災力の強化や災害に強いまちづくりにより、誰もが安心して暮らせる環境が整っています。

○市民の防災に対する意識が高まり、活動が活発に行われています。

○木造住宅等の耐震化や水道施設の耐震化を行い、安心して暮らせる住環境が整備されています。

指標項目	平成23年度実績	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度実績	平成28年目標値
自主防災組織の組織化自治会数	97自治会	99自治会	99自治会	100自治会	107自治会
避難行動要支援者名簿への登録率（同意者の割合）	30.9%	30.9%	23.6%	24.8%	50%
木造住宅の耐震化診断実施件数（実施率）	5.2%	5.7%	5.7%	5.7%	6.3%
「水がおいしいと感じる」の満足度 ※米原市民意識調査による	68.4%	66.5%	64.6%	68.1%	75%

現状と取組の成果

- 地域福祉計画「まいばら福祉のまちづくり計画」を策定。行政計画と市社協の市民行動計画を一体化。圏域設定と役割（自助・互助・共助・公助）分担を図った。
- 自主防災組織リーダー育成のため、研修会・防災講演会を実施し組織力の強化を図った。
- 自治会に対し整備が必要な防災資機材を示し、資機材整備に係る補助金制度の充実を図り、防災力の強化を図った。
- 消防団員に対し、計画的に安全装備品の配備を行い、団員の安全確保を図った。
- 消火栓や防災水槽の整備を行い、自治会における消防力の強化を図った。
- 小型動力ポンプやポンプ自動車の更新と積載車の配備などの消防設備を充実した。
- ひとり暮らし高齢者等除雪支援事業により、住居の除雪に係る経費の一部を助成した。
- 震災対策農業水利施設整備事業では、防災重点ため池の災害時における人的被害

次期計画に向けての課題

- 災害時要援護者避難支援計画を見直し、周知する必要がある。要援護者の台帳の管理（福祉支援課）と対象者の把握（高齢福祉介護課・社会福祉課）を別々で実施しているため、平常時に提供できる台帳が整備できていない。また、個別計画について、自治会等（自主防災組織、民生委員児童委員、避難支援者）で情報共有が図れていない。
- 自主防災組織の取組は温度差があり、機能していない組織に対する活性化が必要である。
- 老朽化等により、防災行政無線の更新が必要である。
- 想定外に備えた具体的な原子力防災対策が必要である。
- 市内の一部地域は豪雪地帯に指定されており、対象者支援のためにも、冬季間の交通を確保するため、計画的な除雪を行う必要がある。
- 突然の豪雪時には協力事業者数が不足し、対応が困難な状況になる為、各自治会に依頼し、高齢者等世帯に対するボランティア除雪支援体制（除雪支援者の確保）

<p>を最小限に食い止めるため、避難区域等のハザードマップを作成した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害に強いまちづくりの推進のため、急傾斜地崩壊防止対策工事、落石防護柵設置工事を実施、防災情報システムの運用および河川監視カメラを設置した。 ○下水道総合地震対策に基づく防災・減災対策を進めるため計画策定し、大規模地震に対する下水道機能障害やその影響を最小限にとどめるため、重要路線の整備区域を検討し、避難場所の災害用トイレシステムの整備箇所を決定した。 ○県道山本線の本線の代替ルートとして、伊吹山内の通路を確保した。 ○孤立対策用の備蓄コンテナ設置と備蓄物資の配備を行った。 ○機動性の高いパトロール体制構築の一環として画像伝達システムを導入した。 ○災害時の協力協定の締結を進め、訓練や連絡体制の強化を図った。 ○耐震化促進事業では、耐震診断員による簡易耐震診断を実施し木造住宅 522 件の診断を実施した。 ○自治会の避難所施設の耐震診断・耐震改修工事補助により、避難所の安全性の向上を図った。 ○上水道施設の整備・改修について、水の安定供給のため、米原新配水池の築造・付帯工事を完成。機送水ポンプ所の改修に着手した。 ○施設の耐震化計画に基づき、基準に満たない施設の耐震診断を実施した。 	<p>の整備が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市内 47 か所の農業用ため池の内、人家、公共施設に被害を及ぼすため池が、24 か所あるためハザードマップを作成し、災害に強いまちづくりを進める必要がある。 ○災害時等、真空ステーション、マンホールポンプがあり、最低限の役割を確保するため、発電機の整備等の対策が必要となる。 ○専門性の高い原子力災害対策、集中備蓄倉庫の整備に当たる考え方、災害対策基本法改正に応じハザードに応じた適当な避難所の確保と災害時の備えが必要である。 ○庁内における災害復旧業務継続計画策定の体制が整っていない。平常業務と災害時の両業務を併せた場合の想定を検討する必要がある。 ○市既存建築物耐震改修促進計画の更新において、自治会避難場所に指定されている建物の耐震化を義務化するかどうか、考え方をまとめる必要がある。
--	---

総合計画審議会委員意見

--	--

第4章 災害に強く生活が便利なほっとするまち

第2節 市民の安全が守られるまちをつくる

【ねらい】 犯罪や交通事故に対して、市民の安全を確保し、安心して暮らせるまちをつくります。

【目指す姿】 ○市民の交通安全や防犯、消費者問題に対する意識が高まり、地域の安全を守る活動が活発に行われています。

○犯罪に不安を感じることがない安心で安全なまちになっています。

指標項目	平成 23 年度実績	平成 24 年度実績	平成 25 年度実績	平成 26 年度実績	平成 28 年目標値
犯罪や非行に対して安心な地域だと思ふ人の割合 ※米原市民意識調査による	65.0%	59.1%	56.2%	58.4%	70%以上
市内の年間交通死亡事故件数	5件	2件	2件	5件	0件

現状と取組の成果

- 自治会の防犯灯の設置を推進した。
- 平成 26 年、継続的で効果的な通学路の安全対策と関係機関の連携を図るため、米原市通学路安全対策推進会議を設置し、米原市通学路交通安全プログラムを策定した。
- 米原市通学路交通安全プログラムに基づき、市、警察、学校、保護者等による通学路の合同点検を実施するとともに、対策実施後の効果についても把握し、対策の改善・充実を図った。
- 警察署と協力して、交通安全教室の実施や関係団体と連携して通学路等の安全点検を実施した。
- 交通安全市民大会の開催や各交通安全期間において、街頭での啓発を実施し、市民の交通安全意識の高揚を図った。
- 高齢者の交通事故防止のため、交通安全協会と連携して高齢者宅を訪問し、交通指導を行った。
- 公共交通事業(鉄道を活かした湖北地域振興協議会)と共同で高齢者の免許返納を促進した。

次期計画に向けての課題

- 防犯パトロール隊員や各種防犯活動団体構成員の若返りを図る必要がある。
- 通学の安全を支援していただいているスクールガードの高齢化と減少がみられる。
- 計画的に通学路の交通安全施設の整備や改修を行っていく必要がある。
- 高齢者の事故防止に向けた取組や啓発が必要である。
- 自転車安全マナーの徹底と啓発が必要である。
- 消費者安全法において「消費生活センター」とは、週4日以上業務実施、消費生活相談員の配置、PIO-NET の整備の3要件を挙げており、本市においても要件は満たしているものの、専任の職員の配置が必要である。
- 消費者相談の相談時間外の対応が課題である。

- 消費者被害の未然防止のため、消費生活出前講座等の実施や、広報誌・啓発冊子の配布を通じて啓発活動を実施した。
- 米原庁舎に消費生活相談員を常時配置し、消費者相談の充実を図った。
- 全国消費生活情報ネットワーク・システム（PIO-NET）により、全国の消費者トラブルの事例や相談情報を参照することで、被害の未然防止に努めた。
- 振り込み詐欺等については、警察署と連携し、防災行政無線や行政放送などにより注意喚起を行った。
- 通学路の安全確保のため、安全点検を市、教育委員会、公安委員会の関係者で行った。国道、県道、市道の計47か所を点検し、市道の通学路安全対策工事を実施した。
- 通学路の安全対策として、区画線工（延長13,022.8m）、グリーンベルト（延長5,949.2m）を施工した。
- 254.8kmの除雪路線（平成26年度実績）を指定し、積雪による市民生活への影響を最小限に抑えるよう実施した。

総合計画審議会委員意見

第4章 災害に強く生活が便利なほっとするまち

第3節 安全で快適な交通体系の整ったまちをつくる

【ねらい】快適で安心して使える公共交通や道路を確保し、利便性の高いまちをつくります。

【目指す姿】○地域の特性に応じた公共交通が整っており、市民の利便性や移動手段が確保されています。

○交通の要衝都市にふさわしい広域幹線道路が整備されています。

指標項目	平成23年度実績	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度実績	平成28年目標値
乗合タクシーの乗合率	1.6人/運行	1.6人/運行	1.6人/運行	1.6人/運行	1.8人/運行
公共交通（路線バス・乗合タクシー）一人1乗車当たりの運行赤字額	605円	578円	616円	620円	550円

現状と取組の成果

- 北陸新幹線米原ルートへの誘致を進めるため、滋賀県、JR西日本等へ要望活動を行った。
- 路線バスのダイヤ改正を行い、利便性の向上を図った。
- 乗合タクシーについては、停留所を増やして利便性の向上を図った。
- 米原市道路網整備計画2014で短期計画とされた路線のうち2路線（入江磯梅ヶ原線、最終処分場アクセス道路）を開通。また、9路線において事業着手した。
- 橋りょう点検について、平成27年度より滋賀県建設技術センターにおいて滋賀県内の13市町の橋りょう点検の一括発注を行い統一的な判断での診断・判定を行う仕組みを構築した。
- 米原市と長浜市を結ぶ幹線道路である県道間田長浜線の観音坂トンネルについて長年の要望により今年度末の開通を予定している。

次期計画に向けての課題

- 米原駅が今後も交通結節点として重要性を保っていくには、北陸新幹線米原ルートは必要であり、引き続き、費用負担の議論に留意しつつ誘致を続けていく必要がある。
- 路線バス利用者を増やす有効な施策が打てない。
- 乗合タクシーの観光利用の検討、長浜病院まで乗り入れ利用についての検討、乗合率を上げる施策の検討する必要がある。
- 道路の維持管理について、老朽化が進んでいくことから対症療法型から予防保全型へ転換し道路の長寿命化を図る。このための、将来の維持管理費を平準化させる必要がある。
- 滋賀県が進める大野木志賀谷長浜線長岡バイパスの進捗に合わせ（仮称）市道長岡志賀谷の事業化を進め市内一体化道路の整備を進める必要がある。

総合計画審議会委員意見

第4章 災害に強く生活が便利なほっとするまち

第4節 情報通信網を活用し地域の安心をつなぐまちをつくる

【ねらい】市民の防災意識を高めるため様々な手段を通じて情報提供を行い、安心が実感できるまちをつくります。

【目指す姿】○災害時や緊急時に迅速かつ的確な情報が得られる仕組みが整っています。

指標項目	平成 23 年度実績	平成 24 年度実績	平成 25 年度実績	平成 26 年度実績	平成 28 年目標値
メール配信サービス（災害情報）の登録件数	1,082 件	1,248 件	1,247 件	1333 件	1,200 件
災害時の連絡体制が「十分」と考えている市民の割合 ※米原市民意識調査による	37.8%	42.6%	58.0%	56.6%	50%
現状と取組の成果	次期計画に向けての課題				
<p>○第1次地域福祉計画および第2次地域福祉活動計画で「まいばら福祉のまちづくり計画」を策定（平成25年度策定）平成26年度～平成30年度（5カ年計画）。行政計画と市社協による市民行動計画を一体化するとともに、圏域設定と役割（自助・互助・共助・公助）分担を図った。</p> <p>○現行の防災行政無線の老朽化に伴い、新たな防災情報伝達システムの導入に向けて検討を行った。</p> <p>○地域防災計画の見直しに併せ、新たに総合防災マップを作成し、全戸に配布した。</p> <p>○災害および気象情報は、J-alertと自動連動により滞なく情報発信できる。また、平成26年度から、メール配信システムと緊急速報エリアメールとの自動連携システムを導入し、災害時における情報伝達を迅速かつ確実に行えるようにした。（参考：平成27年5月末の「災害情報」登録者数 1,357 件）</p> <p>○平成24年度に、公式ウェブサイトを全面的に刷新し、多言語対応、音声読上などのユニバーサルデザインを取り入れ、どんな人も災害情報にアクセスできる環境を整えた。また、平成26年度には、避難所・AED設置場所マップを新設し、併せて既存の施設マップと広域避難所マップをスマートフォン対応にするための改修を実施した。</p>	<p>○災害時要援護者避難支援計画を見直し、周知する必要がある。要援護者の台帳の管理（福祉支援課）と対象者の把握（高齢福祉介護課・社会福祉課）を別々で実施しているため、平常時に提供できる台帳が整備できていない。また、個別計画について、自治会等（自主防災組織、民生委員児童委員、避難支援者）で情報共有が図れていない。</p> <p>○確実に災害情報を伝えるためには、共助での自主防災組織による伝達体制を構築する必要がある。</p> <p>○災害時に市民の安全を確保できる体制の整備と拡充を図るため、災害情報伝達経路の刷新と多様化を検討する必要がある。</p>				

総合計画審議会委員意見

第5章 地の利を活かしたにぎわいのまち

第1節 元気あふれる産業を生み出すまちをつくる

【ねらい】農林水産業、商工業等を活性化させ、にぎわいと活力あふれるまちをつくります。

【目指す姿】○企業立地が進み、市内の商工業が活性化しています。

○農林水産業の担い手の増加により、市内の農林水産業が活性化しています。

○小規模企業への支援により、市内の商工業が活性化しています。

指標項目	平成 23 年度実績	平成 24 年度実績	平成 25 年度実績	平成 26 年度実績	平成 28 年目標値
企業の事業拡大および新規立地の件数	1件	2件	4件	4件	5件
市内従業者数	4,356人	4,451人	4,657人	4,726人	4,600人
担い手による農地経営面積比率	53.2%	57.0%	55.7%	59.8%	55%
自治会との協定による里山整備面積（延べ面積）【再掲】	83ha	96ha	112ha	144ha	100ha

現状と取組の成果

○米原市大規模企業立地促進助成金交付要綱を制定した。これにより、米原南工業団地において企業立地が推進した。

○米原貨物ターミナル駅整備促進事業では早期実現に向け、JR 貨物等の関係機関と協議を行った。

○貨物ターミナル駅アクセス道路に関して協議を進め、基本ルートについて合意した。

○入江磯梅ヶ原線について平成 27 年 3 月に開通した。

○名神高速道路を活用し米原市の活性化を図るため名神高速道路伊吹PAへスマートインターチェンジを設置する可能性について検討した。

○企業誘致活動推進事業では県制度や、市の奨励制度の活用により、市内企業の事業所拡大などが進み、安定的な税収の確保と企業の流出防止が図れた。

○工場等誘致促進事業では米原市工場等誘致条例に基づき、市内において工場などを増設した企業に対し、奨励金を交付するなどの支援を行った。

○市内の事業者が登録制度の登録者を雇用した場合、奨励金を交付する制度創設し

次期計画に向けての課題

○米原貨物ターミナルが実現しておらず、引き続き早期実現に向けて取り組む必要がある。

○名神高速道路伊吹PAスマートインターチェンジの事業化に向けた取組。

○セメント工場跡地の建物除去など更地化を進め、跡地の有効活用が図られるよう所有者に働きかける必要がある。

○周辺市で雇用が充足されている状況を鑑み、安定した税収の確保でき、かつ、市の施策と合致した優良な企業の誘致を図るため、新規工業団地の造成について研究を進める必要がある。

○UIターンについては、就職先だけではなく暮らしの面での家や子育て環境など総合的な支援策が必要。魅力ある米原市をアピールする必要がある。

○農業就業人口の減少、高齢化の進行、農業の後継者不足

○新規就農者の確保

○耕作放棄地の増加

○集落営農組織の弱体化

た。

- 農業活性化対策事業では園芸作物の安定供給を図るため、共同利用機械の導入により生産の効率を高める農業協同組合の取組を支援した。学校給食向けに野菜を継続的に生産する食育農園の取組を推進し、地場産野菜の学校給食への供給拡大を図った。
- 人・農地問題解決加速化支援事業では、地域農業を担う経営体を育成、確保するため法人化に取組む集落営農組織等を支援。農業のあり方について議論し、地域の中心となる経営体（個人、法人、集落営農）の確保や中心経営体への農地集積に向けた人・農地プランの作成や見直しを推進した。
- 子どもたちが農業への関心を持ち理解を深めるとともに、生命や食べ物大切さを体験的に学べるよう、市内全ての小学校で自ら「育て」「収穫し」「食べる」という一貫した体験学習を推進した。
- 水産業振興支援事業では漁場を利用する漁業協同組合に漁場クリーンアップ事業を委託し、漁場環境の保全を図った。
- 市内で採れた野菜等の学校給食での活用についてＪＡ レーク伊吹と連携し、学校給食への地場産物の活用を進め、毎月１回「ふるさと滋賀給食」を実施。郷土料理や地場産物を献立に取り入れたメニューで全国学校給食甲子園「特選」に選ばれた。
- 有害鳥獣対策は、捕獲や侵入防止柵の整備に取り組んできたが、農作物等の被害はむしろ増加。このため、平成 25 年度に獣害対策マスタープランを策定し、平成 26 年度からは獣害に強い集落づくりを目指し、集落ぐるみの総合的、計画的な取組を推進支援。新たに狩猟免許を有する者を雇用して捕獲体制を強化した。
- 天の川沿岸土地改良区、入江干拓土地改良区、長浜南部土地改良区、姉川沿岸土地改良区の各改良区が管理する農業水利施設の適正な維持管理および運営に対して支援を行った。
- 老朽化した農業用水路の補修や更新事業を実施し、農業生産性および安定した農業経営の向上を図った。
- 地域ぐるみで農地や農業施設を保全する、世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策事業を推進。29 集落で取り組まれ、市内の農村環境および農地の保全や農業

○間伐の不足した森林の増加により自然災害の恐れが高まっている。里山から奥の森林への作業路網の整備を急ぐ必要がある。

○地場産の調達システムについてＪＡとの基本協定により一定の成果をみているが地場産物の活用率の向上は以下の問題点や、生産農家の少ないことも有り今後の課題となっている。

○鳥獣による被害は高止まりの傾向にあり、被害軽減に向けて集落環境点検、侵入防止柵設置、緩衝帯整備など集落ぐるみで獣害対策を推進し、被害防除、生息地管理などの総合的かつ継続的に対策を進め獣害に強い集落づくりを推進する必要がある。年間捕獲目標は概ね達成している状況であるが、銃器所持免許者が高齢化し、また、わなの新規免許取得者の有害鳥獣捕獲への参加者が少なく、シカとイノシシの生息数半減を目指すためには、さらに捕獲体制を強化する必要がある。

施設の適切な維持管理を行った。

○農地中間管理事業は「人・農地プラン」に位置付けられた中心経営体など担い手への農地集積と農地の集約化をさらに加速するため、信頼できる農地の中間的受け皿として整備された農地中間管理機構を通じて、農地の集積に協力していただいた農業者等を支援した。

○小規模企業者経営安定事業では、小規模企業者への融資や経済振興のパートナーである商工会への経営基盤強化のための支援を行い、商工業振興。小規模企業者の経営の安定と設備投資による地域経済の循環を促すため、新たに融資制度を活用して事業を営む場合の償還に係る利子の一部補給制度を平成26年度に創設した。

総合計画審議会委員意見

第5章 地の利を活かしたにぎわいのまち

第2節 有効な土地利用によりにぎわいのあるまちをつくる

【ねらい】有効かつ適正な土地利用を進め、にぎわいのあるまちをつくります。

【目指す姿】○まちの玄関口にふさわしいにぎわいと活気のある駅前整備が進められています。

○都市計画マスタープランに基づき、市民との協働による土地利用が進められています。

指標項目	平成 23 年度実績	平成 24 年度実績	平成 25 年度実績	平成 26 年度実績	平成 28 年目標値
米原駅東口周辺まちづくり区域の土地利用面積	8.1%	11.5%	12.0%	12.4%	100%
「快適な住環境の整備」の満足度 ※米原市民意識調査による	74.2%	77.9%	77.4%	77.9%	80%
現状と取組の成果	次期計画に向けての課題				
<p>○米原駅東口まちづくり事業では米原駅東口周辺を魅力ある都市拠点へと発展させるため、にぎわいを創出する施設、機能の集積について、県と連携し、保留地、市有地および県有地も含めた利活用を進めた。</p> <p>○米原駅東部土地区画整理事業は、平成 24 年度に基盤整備を完了し、平成 27 年 2 月に換地処分が完了した。</p> <p>○自由通路の適正な維持管理に努めるとともに、自動販売機用に用地の貸出や広告事業により財産の有効活用に努めた。</p> <p>○坂田駅周辺市街地まちづくり事業では委員会と協働により、地区計画制度を活用したまちづくりを行った。</p> <p>○都市計画事業では一体であるべき地域的なまとまりの観点から、彦根長浜都市計画区域の一部地域について不整合が生じており、都市計画区域再編について滋賀県と協議を進めた。</p> <p>○新規住宅団地検討事業では交通の結節点としての地域特性を生かした住宅団地の検討に取り組んだ。</p> <p>○柏原駅、近江長岡駅、醒ヶ井駅の各駅における現状と課題の把握と合わせて、地元の意向に沿った基盤整備を図るため、3各駅における基盤整備の方針を決定した。</p>	<p>○2ha の用地を所有する県と連携を図りながら、商圏人口の少なさをカバーするための民間事業者の初期投資リスクの低減を図る必要がある。(事業用定期借地制度)</p> <p>○坂田駅周辺市街地まちづくり事業は、坂田駅周辺まちづくりと並行して駐車場の在り方について検討が必要である。</p> <p>○新規住宅団地については、民間主導の宅地開発や土地利用の観点からも庁舎内で調整が必要。また、空家対策等を含め戦略的に進める必要がある。</p> <p>○近江長岡駅前整備については、駐車場、駐輪場、駅前広場、県道との取付工事等の一体的な計画が必要となってきた。</p> <p>○移住・定住支援策のうち、住宅取得者への補助金交付メニューについては、整備を行ったが、集合住宅建設補助については、補助要綱の整備、募集方法等の検討が必要である。</p> <p>○公営・改良住宅の維持管理は老朽化した公営住宅や譲渡対象としていない陸屋根の改良住宅については、今後数年のうちに耐用年数を迎えることから、今後の市の方針を総括的に検討し、公営住宅長寿命化計画および公営住宅等ストック総合活用計画を作成する必要がある。</p>				

○移住・定住支援施策について住宅取得者への補助金の交付、集合住宅建設事業者への補助金の交付

○米原市小集落改良住宅譲渡基本方針に基づき、計画的に事業を推進した結果、これまでに改良住宅10戸の譲渡が完了した。

総合計画審議会委員意見

第5章 地の利を活かしたにぎわいのまち

第3節 体験交流型観光により人がにぎわう魅力あるまちをつくる

【ねらい】観光施策の推進により、来訪者を増やし、交流によるまちのにぎわいを高め、誰もが憧れる魅力あるまちをつくります。

【目指す姿】○市民がおもてなしのこころを持って観光客を迎え入れるとともに、多様なイベントを通じて観光交流が盛んに行われています。

○体験型観光などを活用しながら市内で1日が過ごせる観光形態が可能となっています。

○米原市をイメージする特産品や商品、自然資源、歴史・文化資源などを通じて、米原市全体がブランド化されています。

指標項目	平成 23 年度実績	平成 24 年度実績	平成 25 年度実績	平成 26 年度実績	平成 28 年目標値
観光入込客数 ※観光入込客統計調査による	165 万人/年	153 万人/年	165 万人/年	170 万人	175 万人/年
観光客の満足度	57.5%	-	-	51.2%	70%
市民の観光客に対する受入意識の割合 ※米原市民意識調査による	38.2%	40.4%	35.6%	34.1%	70%

現状と取組の成果

○観光振興事業として市の観光資源の魅力为全国へ発信し、豊かな自然や歴史、人などの地域資源を生かした体験交流型観光を推進。伊吹山を生かした新たな魅力づくりと米原駅東口のにぎわい創出により、周辺市と連携して経済効果を増大を図った。

○教育旅行として、平成 22 年度から姉川上流地域を中心に受入を開始してきたが、現在は、市全域に受入家庭を依頼している。毎年、3 校程度の受入で、市の魅力、人の温かみに感動が寄せられている。この間約 2,000 人を受け入れた。

○観光関連団体支援事業として、観光地の地元市民や事業者との協力・連携を図り、観光関連団体や観光ガイドの育成と活動を支援し、観光客の受入体制を整備した。

○いつでもどこでも米原市の特産品が購入できるインターネット販売の開設に向けた取組に着手し、特産品を販売促進した。

○米原ブランド創造事業として①伊吹そば粉を活用した洋菓子の開発支援、②地元産大豆を加工した大豆アンを使った洋菓子の開発を支援した。

○園芸振興事業は園芸作物の安定供給を図るため、共同利用機械の導入により生産

次期計画に向けての課題

○教育旅行に継続的に取り組む受入家庭は一部に限られており、受入家庭が次第に広域に広がっている。

○農家体験ができない受入家庭もあり、一部で商業施設や市外での体験も出てきている。

○観光情報の発信について、媒体や内容の取捨選択や民間や広域連携などとの役割分担について検討が必要である。

○米原観光ボランティアガイド協会は独立して事務局を運営されているが、組織的な拡大は難しく、年齢層が高いこともあってか、構成人数は横ばいの状態である。

○特産品のブランド化について、伝統野菜を使った加工品は生まれているが、ブランド化にまでは至っていない。その要因として、素材は良くてもパッケージデザインや商品の大きさ等の見た目に工夫が必要であり、市外での認知度向上を図るための広告宣伝ができていない現状にある。

○需要供給を満たす体制づくりについて、新たな特産品を安定的に供給できる生産体制や市外での販路確保ができていない現状にある。

○全国への米原の PR についてはシティセールスプランを踏まえ、ターゲットを明

<p>の効率を高める農業協同組合の取組に対し支援を行った。</p> <p>○生産者と消費者の絆を育むことを目的に、軽トラ朝市を開催した。</p> <p>○農業振興支援事業（再掲）では農林水産まつりを開催し、地元農林水産物や特産品販売を通じて、市内の農産物や特産物のPRに努めた。</p> <p>○ふるさと納税制度を活用して、米原の魅力や願いを全国に発信し、これを応援したいと思う方々に寄付を募った。寄付をいただいた方への返礼に、地域の特産品を贈るなどの特典を設け、米原製品のファン拡大を図った。</p> <p>○上質な米原市ブランドの確立と都市間競争力の向上を目指して、戦略的にシティセールスを展開するための計画（シティセールスプラン）に基づく施策を展開した。</p> <p>○みらいつくり隊員の活動を通じた地域ブランドづくりに取り組んだ。</p> <p>○協働による『伊吹の天窓』の開催支援による水源の里まいばらのイメージの発信みらいつくり隊員が核となり、水源の里の理念に共感した市内外に住む若者が実行委員会を組織し里おこしイベントを実施した。</p> <p>○伊吹山を取り巻く環境は、観光事業の衰退や地域産業の衰退により厳しい状況下にある。このような状況下において、本市のシンボルである伊吹山の価値を見直そうとする動きが地元自治会においても活発になりつつある。伊吹山観光振興会、ユウスゲと貴重植物を守り育てる会、伊吹山を守る会等の団体が尽力され、伊吹山を次世代につなぐ取組を展開している。</p> <p>○伊吹山活性化計画策定委員会では、これまでの議論やアンケートの調査結果を踏まえ、伊吹山活性化プラン（仮称）策定に向けた議論の進展を図ることができた。</p>	<p>確にする必要がある。</p> <p>○寄付金の活用や効果を明確にする（進捗も含めた見える化）ことで更なる寄付者の拡大と意識を高める必要がある。</p> <p>○人口減少を克服するため、まちひとしごと創生総合戦略に基づき、地域ブランドづくりに磨きをかける必要がある。</p> <p>○米原市における環境学習の手引きとして「水源の里まいばら元気みらいづくり小冊子」を位置づけ、本書を用いた学校現場での学習を推進する。</p> <p>○「こだわり」や「芸術的」なセンスも取入れた、訴求力の高い戦略的PRを展開する。</p> <p>○旧スキー場の施設が散在しており、同施設の所有者である企業による当該施設の自主的な解体撤去が期待できない状況にある。</p> <p>○「伊吹山活性化プラン（仮称）」の個別具体の事業を実施するに当たり、実施主体および資金面での課題がある。</p> <p>○「伊吹山活性化プラン（仮称）」策定後において伊吹山を核とした振興施策を進めていく上で主体的な役割が期待される地域組織が現状では存在していない。</p> <p>○伊吹山麓道路は、伊吹山の活性化と森林整備の両立を目指し、その基幹路線として考える必要があるため、地元の意向を尊重する必要がある。</p>
--	--

総合計画審議会委員意見

第5章 地の利を活かしたにぎわいのまち

第4節 いつまでも住み続けたい水源の里まいばらをつくる

【ねらい】水源の里まいばらの魅力を伝え、米原に住みたいファンを増やし、定住につなげることができるまちをつくりたい。

【目指す姿】○農業体験や体験観光を通じて水源の里まいばらファンが増加しています。

○米原の住みよい環境や魅力により、移住者が増え、定住が進んでいます。

○米原市をイメージする特産品や商品、自然資源、歴史・文化資源などを通じて、米原市全体がブランド化されています。

指標項目	平成 23 年度実績	平成 24 年度実績	平成 25 年度実績	平成 26 年度実績	平成 28 年目標値
市全域を「水源の里」としていることを知っている市民の割合 ※米原市民意識調査による	37.6%	39.9%	41.6%	38.1%	50%
水源の里まいばらまるごと体験学校の数	0か所	0か所	1か所	1か所	1か所
水源の里まいばらファンの人数 (体験学校の受講者数 延べ人数)	0人	186人	418人	-	250人
水源の里指定地域への移住件数	8件	11件	12件	-	15件

現状と取組の成果

- 水源の里振興事業では、水源の里まいばら元気みらい条例の制定から5年が経過し、同条例推進委員会（市民等による第三者組織）でこれまでの取組に対する評価と検証を実施。提言を踏まえ、必要な条例改正を行い、水源の里まいばらシティセールスの推進、総合的空家等対策の推進等、水源の里振興に取組んだ。
- 教育体験旅行の受入れとして、農家民泊と交流体験を中心としたグリーンツーリストの受入れを推進した。農業体験等を通じて、参加した子どもたちに新鮮な感動を与え、農山村の暮らしや水源の里の重要性を示し伝えることができた。受け入れ農家の中には、独り暮らしや老夫婦世帯があり、孫世代と過ごすひとは、大きな元気をもたらすことにつながった。この出会いをきっかけに新たな交流も生まれるなど、将来にわたる農山村理解者を、都会に育てることにつながった。
- 集落間の連携、協力関係づくりを推進し、地域の女性や若者、子どもなどのまちづくりへの参画を促進し、新たな地域の公共を支える組織づくりを進めた。
- 空き家再生活活用支援補助金の創設・活用による移住者等支援を行った。

後期基本計画に向けての課題

- 水源の里振興で得た経験、知見を活かし、全市的に広がる人口減少に対して、まちひとしごと創生総合戦略に基づき、全庁的に取り組む必要がある。
- 農業等の体験をセットにした宿泊者の受入れが基本にあるものの、米原ならではの体験メニューとしては確立していない。エコツーリズムあるいはグリーンツーリズムといった視点から米原ならではの体験メニューを確立し、受け皿の育成を含めて実施していく。
- 行政サービス・公共サービスについて行政としての役割やサービスの再定義したうえで、役割分担、新たな公共を支える組織作りが必要である。
- 米原市空家等の発生予防、管理および活用の推進に関する条例の推進策が必要である。
- 新規農業者の参入促進と受入体制の確立が必要である。
- 文化的景観の価値をより多くの人に知ってもらうため、市内外に向けて、さらなる普及啓発が必要となる。

- 空き地等再生活用についての研究では両懇話会が中心となり、みらいづくり隊員も支援しながら空き家の発掘と所有者とのコンタクトや、移住希望者を対象とした体験交流事業を実施した。
- 平成 26 年 6 月に、市内全自治会を対象とした空家に関する実態調査を実施し、実態把握を行った。回答率：94%、空家数：647 戸+120 戸（北部 8 集落）
- 空家調査結果を基に現地調査を実施し所在確認および空家の状態調査を行った。
- 空家の状態調査を基に、空家所有者に対し意向調査を行った。
回答率：55.4%、活用意向のある空家数：49 戸
- 「まいばら空家対策研究会」に総合窓口業務を委託したことにより、空家所有者等の意向把握や移住希望者等の情報提供等に関する総合窓口が確保された。
- 米原市空家等の発生予防、管理および活用の推進に関する条例を制定した。
- 農業への新規参入を志す就農者に対して、農業法人等による受け入れ態勢の整備や就農に必要な経費を支援など就農しやすい環境づくりに努めた。
- 滞在型農業体験に取組み、農業に付加価値をつけ観光と連携して地域の活性化を図った。
- 平成 26 年に、米原市最北部の東草野地域を国の重要文化的景観に選定することができ、地域の魅力再発見につながった。

- 文化的景観を次世代に継承するため、若い世代の担い手育成が必要となる。

総合計画審議会委員意見

政策実現のための都市経営

政策実現のためのその1 市民主権による都市経営（協働のまちづくり推進）

【ねらい】市民の市政への参画機会を増やし、市民参加と協働を進めるまちをつくります。

【目指す姿】○市民の意見が市政に反映されるとともに、市民と行政の協働によるまちづくりが進められています。

○地域創造会議※やルッチ大学などを通じて、まちづくり活動を行う市民が増え、市民が主体となるまちづくりが活発に行われています。

指標項目	平成 23 年度実績	平成 24 年度実績	平成 25 年度実績	平成 26 年度実績	平成 28 年目標値
公募枠を設置する審議会等の割合	44.3%	45.5%	38.9%	35.4%	50%
市民参加や協働に必要な方策としてパブリックコメントを選んだ市民の割合 ※米原市民意識調査による	23.4%	20.8%	18.5%	20.7%	30%
地域創造支援事業を通じて自立した団体数	14 団体	23 団体	33 団体	45 団体	25 団体
地区計画決定区域内の土地利用률	49.0%	78.0%	78.0%	78.0%	80%

現状と取組の成果

- 自治基本条例推進委員会において、まちづくりの仕組み・制度・方向性など、次代のニーズに合致しているか検証評価を行っている。現在の推進委員会は第4期。常設型の住民投票条例に関して議論し、住民投票条例に関する意見書の提出を進めている。
- 条例推進委員会のほか、自治基本条例の理念を基本とした行政運営のために必要な調査、研究および新たな仕組みの構築などを検討する「自治基本条例推進検討チーム」を組織内に設置し、職員の意識向上を図った。
- 総合計画実施計画調書に行政評価システム機能を合わせ持たせ行政評価を実施した。
- 市民協働のまちづくりの促進を図るため、「(仮称)市民活動協働センター」設置に向けた準備を進めた。また、息郷小学校を市民活動団体の活動スペースとして試験運用を進めた。
- 「第2次男女共同参画推進計画」の適正な進行管理に努めている。
- 米原市女性人材バンク(なでしこネット)を設置し、審議会等へ積極的に登用し

後期基本計画に向けての課題

- 市民意識調査による米原市自治基本条例の認知度は、3割弱の横ばい状態であり、今後、啓発の手法について検討していく必要がある。
- 総合計画進行管理事業は総合計画をより効率的・効果的に推進していくため、明確な目標設定と作成しやすく、わかりやすい実施計画調書とすることが必要。
- (仮称)市民活動協働センター設置事業は市民活動のさらなる活性化を図るため、現在試験利用している息郷小学校の本格利用に加え、市民活動への関わり方の促進や人材を育成の機能を持つ「まちづくり総合案内所」の設置が必要である。
- なでしこネットの広報等により登録者の増加に努め、女性の審議会等への登用、地域の自治会役員に占める女性の割合増等、市政への更なる参画が求められる。
- 「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識は根強く、家庭や職場、地域などで制度の見直しが求められる。(地域における女性役員増など)
- 今後、人口減少により単独で自治会機能を継続していくことが難しい集落が出てくると予想され、近隣自治会が一緒になった取組等、自治組織の再編が必要になる。

<p>ている。</p> <p>○「地域担当職員制度」の運用開始以降、自治会要望書の提出時や各地域自治会連絡協議会開催時等に制度活用に関するPRを行い、自治会において地域課題の解決に向けた取組みが行われている。制度運用の検証として、派遣職員へのアンケートの実施、自治会役員の意見等の集約を実施した。</p> <p>○自主・自立の自治会活動を推進し、各自治会における自治意識の高揚を図った。</p> <p>○ルッチ大学・大学院のまなびの継続について、卒業生のまちづくり活動への参画、卒業生ネットワークの形成、卒業生・現役生の活動相談・支援、卒業生によるルッチ大学企画運営への参画に取り組んだ。（企画会議「ルッチみらい会議」の立上げ）</p> <p>○地域創造支援事業では、各地域の特性を活かして活動する団体を支援し、地域の特色ある多様なまちづくり活動を推進した。</p> <p>○各自治会が保有する不動産の適正管理を促進するため、法人化（認可地縁団体）に向けての相談協議を実施した。</p>	<p>○従来の自治会連合会的な組織ではなく、地域における政策的なまちづくりの機能を担った新しい「まちづくり協議会」の先進事例に学び、導入の検討が必要である。</p> <p>○地域担当職員制度に取り組む自治会等の中でも、活動の実施について温度差があり、特に活動できていない自治会に対するフォローが必要である。</p> <p>○現状では4地域ごとに地域創造会議を組織し、地域創造支援事業を推進しているが、補助金交付要綱を一本化した今、地域創造会議の統合・集約を検討する必要がある。</p> <p>○地域の文化や歴史文化を伝える取組について、担い手不足が予測され、祭事を実施するだけではなく、担い手を見つけるための仕掛けづくりが求められている。</p> <p>○平成26年度末の地縁団体の認可率は68.2%（107自治会中73自治会）であり、未認可の自治会へどのように必要性を理解してもらうのが課題である。</p>
---	--

総合計画審議会委員意見

<p> </p>

政策実現のための都市経営

政策実現のためのその2 顔の見える都市経営（情報の共有）

【ねらい】様々な種類の媒体を活用して情報を提供し、市民との情報交流が活発なまちをつくります。

【目指す姿】○市民が知りたい情報がどこでも得られるようになっています。

○様々な媒体を通じて、市民との情報交流が活発に行われています。

指標項目	平成 23 年度実績	平成 24 年度実績	平成 25 年度実績	平成 26 年度実績	平成 28 年目標値
市の情報を「広報まいばら」から得る市民の割合 ※米原市民意識調査による	80.1%	83.8%	89.9%	81.5%	90%
市の情報を「伊吹山テレビ」から得る市民の割合 ※米原市民意識調査による	52.7%	55.1%	59.3%	47.4%	70%
市の情報を「公式ウェブサイト」から得る市民の割合 ※米原市民意識調査による	6.1%	7.1%	11.1%	7.0%	20%

現状と取組の成果

○広報発行事業は、1日・15日号の月2回の発行を行い、暮らしに必要な情報や市政情報を幅広く掲載した。

○ケーブルテレビ運営事業は、平成25年度から、1か月の放送内容をまとめたウェブサイト公開用概要版を作成し、インターネット配信を開始した。一過性で、かつ、ZTV加入者以外は視聴できなかった行政放送番組を広く視聴できる環境を整えた。また、平成26年度には、より鮮明な画像で地域や市政情報を視聴できるようシステム改修を行い、高画質（HD）放送対応を行った。

伊吹山テレビ文字放送は、まいばら協働事業提案制度に基づき、「米原IT推進部」と市が協働し、平成24年12月からインターネット上に掲載し、いつでもどこでも市民が情報を入手できる体制を整えた。

○平成24年度に公式ウェブサイトを全面的に刷新し、掲載情報の充実のほか、国が示す「みんなの公共サイト運用モデル」に基づき、ウェブアクセシビリティ（誰もがウェブサイトで提供される情報や機能を支障なく利用できること）の確保向上に努め、さらに多言語対応、音声読上などのユニバーサルデザインを取り入れ

後期基本計画に向けての課題

○平成26年度市民意識調査で、市の情報媒体を「かかさず見ている・見ることの方が多し」と回答した人は、広報まいばら72.2%、伊吹山テレビ35.4%、公式ウェブサイト28.7%であり、閲読（視聴）率アップが課題であり、新たな読者・視聴者層の開拓に取り組む必要がある。

○「ご意見バンク」制度は、FacebookなどのSNSによる市民との意見交流が重視されるようになってきたことから、平成25年度末に要綱を廃止している。平成27年4月から「市長と市民等が行う対話型意見交換会実施要綱」を定めて公聴手段を再編したが、既存の出前講座で市民の声を拾い上げる仕組みをつくるなど、新たな公聴手段の整備を検討する必要がある。

○開かれた議会、市民に身近な議会を目指し、「市民との意見交換会（議会報告会）」を開催しているが、参加者が減少している状況にある。告知も含めた情報発信の手法と、開催の手法の見直しを行う必要がある。また、様々な世代や団体からの意見を聞く機会を持ち、現場や当事者の声を聞くことで、審査力や政策評価力の更なる向上が求められるようになってきている。

ることにより、どんな人も情報にアクセスできる環境を整えた。また、平成 26 年度には、避難所・AED 設置場所マップを新設し、併せて既存の施設マップと広域避難所マップをスマートフォン対応にするための改修を行った。

○平成 25 年度から、迅速な情報提供に活用するため、米原市公式 Facebook ページ「米原市役所」を開設した。

○公式ウェブサイト上での会議録検索システムの導入で、よりスピーディーにわかりやすく、議事録の公開ができることと、映像においては、伊吹山テレビの本会議生中継に加え、公式ウェブサイトにおける本会議の録画放送の配信が整備できたことにより、政策決定の見える化と、透明性の高い行政運営が推進した。また、市民との意見交換会（議会報告会）の開催により、市民の意見を生で聞く機会ができたことで、開かれた議会、より市民に身近な議会運営の推進が図れた。

○メール配信サービスは、防災・防犯の情報や、市民生活情報、健康診断の日程、イベントや観光案内など、多くのカテゴリーの中から、希望される情報をメールで受信いただける、メール配信サービスを行っている。平成 26 年度からは、メール配信システムと緊急速報エリアメールとの自動連携システムを導入し、災害時における情報伝達を迅速かつ確実に行えるようにした。（参考：平成 27 年 5 月末の登録者数 4,682 人）

○各庁舎および図書館に「市政情報プラザ（情報コーナー）」を設置し、各種行政資料を提供した。また、公式ウェブサイトにおいても、議案書、主要計画などを適時掲載し、市民がいつでも最新の情報を閲覧できるようにした。

○国が進める無線情報通信網の一つである「地域 BWA 整備」について、地域の公共の福祉の増進を目的として導入を検討する。

○マイナンバー制度に伴う個人情報の徹底管理に向けたシステム構築が必要である。

○地図の共有化による重複投資の軽減と業務の効率化を図るため、統合型 GIS の導入に向けた検討が必要である。

○近年、情報通信基盤の急速なブロードバンド化や電子商取引の浸透に伴い、世界規模でのコンピュータウイルスのまん延、サイバー犯罪の増加、国民生活・社会経済活動の基盤となる重要インフラにおける情報システムの障害、大量の個人情報の漏えい等が社会問題化し、情報セキュリティ対策の強化が重要な課題となっている。

総合計画審議会委員意見

政策実現のための都市経営

政策実現のためのその3 次代に引き継ぐための都市経営（行財政改革の推進）

【ねらい】持続可能な地域経営に向けて、健全な行財政運営を行うことができるまちをつくります。

【目指す姿】○総合計画と連動しながら、事業や施策が評価される仕組みが構築されています。

○健全な行財政運営が行われています。

指標項目	平成 23 年度実績	平成 24 年度実績	平成 25 年度実績	平成 26 年度実績	平成 28 年目標値
実質公債費比率（3か年平均）	15.1%	13.4%	10.8%	9月頃算出	18%未満
市役所の職員の対応はよいと答えた市民の割合 ※米原市民意識調査による	73.3%	72.4%	77.3%	78.1%	80%
第2次行財政改革実施計画の達成率（総合評価3以上の割合）	80.0%	94.3%	85.7%	97.4%	90%

現状と取組の成果

- 広告収入については、平成 18 年度に「米原市広告掲載要綱」を制定し、毎年度当初に当該年度の広告掲載の予定媒体一覧を公表するとともに、その都度広告の募集を行い、自主財源の確保に努めている。（実績：H18：408 千円・H19：2,856 千円・H20：2,465 千円・H21：2,434 千円・H22：2,853 千円・H23：3,878 千円・H24：2,076 千円・H25：3,844 千円・H26：4,050 千円）
- 市債は、合併特例債を有効に活用するほか、交付税措置のある地方債に限定し発行している。
- 公共施設の使用料は、類似施設の料金の不均衡を是正し、減額または免除規定を見直し、施設を利用する人と利用しない人の公平性を高めるため、条例の改正を行った。（平成 26 年第 2 回定例会可決・平成 27 年 4 月 1 日施行）
- 市税等収納推進本部活動として年 2 回の管理職による個別徴収を行って、少額滞納の早期解消に努めている。
- 搜索や差押を実施し積極的にインターネット公売や事務所公売を行って、換価による債権回収確保に努めている。

後期基本計画に向けての課題

- 新たな自主財源を確保するための手段として、基金の債券運用の導入による収益増、ネーミングライツの導入可能性の検討、遊休資産の売却・貸付け・幹線道路や JR 沿いの市有地の有効活用等を検討する必要がある。
- 各種使用料等の的確な算定根拠に基づく使用料等の定期的な見直し。
- 各種諸証明等の発行コストに見合った手数料の改定
- 庁舎等整備検討事業は位置が決定されたら、その実現に向け基本計画の策定等を行うが、市民自治センターの位置及びそれに合わせた他の公共施設の在り方を総合調整する必要がある。
- 電子入札については、建設工事等を平成 27 年度から試行的に導入していくが、今後は全ての入札案件について電子入札を利用した入札方式に変更していく。
- 利活用されていない普通財産があるため、順次、財産の整理を進める。
- 社会資本の有効活用の視点から、公共施設の統合・廃止、地元譲渡、転用を進める。
- 公共施設等総合管理計画（平成 28 年度末に完成予定）に基づく、公共施設の集約化・複合化・転用・除却等の具体の検討による「公共施設等最適化事業債」の

○学識経験者、関係団体の代表者、公募による市民等から構成される米原市庁舎等整備検討委員会を設置（平成 25 年 3 月～平成 26 年 12 月）し、庁舎等の整備に係る基本的な方向性を示した。

○新庁舎の位置を米原駅東口市有地とする、米原市庁舎等整備基本構想（平成 27 年 6 月）を策定した。

○平成 24 年度から建設工事や建設コンサルタント等の入札について制限付き一般競争入札を実施し、平成 25 年 1 月からは建設工事の最低制限価格について、係数抽出変動型最低制限価格を導入し、最低制限価格の事後公表を行っている。

○普通財産の貸付けを行うことで施設等に係るコスト低減に努めるとともに、遊休資産の売却を積極的に行うことで財源の確保を図った。

○より具体性をもった精度の高い財政計画とするため、総計実施計画（3か年ローリング）と整合を持たせつつ、平成 25 年度から収支の均衡型の中期財政計画（5か年）を策定した。（平成 24 年度までは、今後 10 年間の「財政収支の見直し」を策定していた。）

○既に策定した公共施設再編計画を踏まえ、新たに「公共施設等総合管理計画」を策定する。平成 27 年度予算化（平成 28 年度債務負担行為）

○計画的な繰上償還（繰上償還累計：H18～H26：84 億 5,000 万円）の実施
 ※市債残高ピーク時 H20：243.9 億円⇒H26 見込残高：226.7 億円 地方債残高比率：198.1%⇒173.2%

○計画的な基金積立てと活用は、平成 26 年度まで特目基金の積立てを主眼としてきたが、平成 27 年度からは、合併特例債の充当事業の厳選、緊急防災減災事業債など交付税措置のあるより有利な起債の活用などを財源調達に努めるとともに、特目基金の有効活用を図っている。
 ※基金積立金現在高 H18：57.7 億円⇒H26：142.6 億円 積立金現在高比率：51.9%⇒108.9% H27 当初特目基金取崩し額：6.4 億円

○公共下水道事業・農業集落排水事業は、平成 26 年度末現在、水洗化率は 90.3%（公共下水道区域 90.0%、農業集落排水区域 93.3%）に達しており、下水道の面整備は概ね完了したため、建設改良から維持管理を中心とする事業形態へ移行してきている。

検討

○平成 32 年度まで延長した合併特例債の計画的かつ有効活用、交付税上より有利な市債の発行（辺地対策事業債・緊急防災減災事業債・全国防災事業債・公共施設等最適化事業債・公共事業等債など）

○普通交付税の合併特例措置の段階的縮減に対応していくための、既存事業の検証とスクラップを含めた各事務事業の見直し。

○人口増加対策、地方創生など新たな行政課題解決に向けた施策の財源確保と予算の重点配分

○公共施設等総合管理計画をはじめとする各種長寿命化計画に基づく長期的な視点に立った公共施設の適正配置の推進、長寿命化などのストックマネジメント
 ※新地方公会計統一基準による財務書類の活用

○人口減少による使用料の減少等による収入の減少、下水道施設の老朽化等による維持管理費の増加等による支出の増加が見込まれることから、厳しい経営状況となっていくことが予想されるため、地方公営企業法適用を踏まえた上で、将来を見据えた経営計画を立てる必要がある。

○農業集落排水 7 施設の公共下水道への接続検討を進めていきたいが、施設は供用開始から 30 年が経過していることから、接続までに漏水や破損の調査や修繕工事が必要になる。また、処理場の活用方法についても、地元自治会との協議が必要となる。

○補助金は、その性質によって、法的要請型・経済的支援型・政策誘導型・事業支援型・行政補完型などに分類されるが、その目的が達成されたものや社会的ニーズの変化などにより随時見直しを行う必要がある。また、補助制度により、国県等からの財源を受けて交付するものもあるが、市の上乗せ・横出し支援等についても、その都度検証する必要がある。

○行政改革推進事業については、行財政マネジメントシステムの再構築、民間活力の活用、更なる協働の推進が求められる。

○総合計画進行管理事業については、総合計画をより効率的・効果的に推進していくため、明確な目標設定と作成しやすく、わかりやすい実施計画調書とすることが重要になる。

○長寿命化基本計画の全体構想で施設の施工年度、重要度、現状の老朽度合等から優先順位を判断して、施設の修繕や更新を計画的に実施するために整備の計画の策定を行った。

○平成 24 年度に、各補助金制度による効果、何をもってその効果を捕捉するのかを明らかにし、公金支出に対する説明責任を果たすため、「効果測定基準」を定め、補助金を交付したことによる効果を測り、公表することとした。

※H24：効果測定基準の設定 H26：H25 補助金交付に対する効果測定（決算時の主要事業の成果作成時期・事務事業評価時期）

○行政改革推進事業

・平成 22～26 年度 第 2 次行財政改革大綱および第 2 次行財政改革実施計画
基本方針：①地域を運営する組織体への転換②質の高い行政サービスの展開③まちづくりを担う多様な主体との「絆」を重視した連携・協働

・平成 27～31 年度 第 3 次行財政改革大綱および第 3 次行財政改革実施計画
基本方針：①地域力の創造（多様な主体を活かす地域経営）②職員力の向上③自立した行政経営

上記方針に基づき、行財政改革を着実に取り組むため、具体的な取組内容、時期および目標を明確にした実施計画を策定し、推進体制（行財政改革推進本部会議、行財政改革市民会議）構築して進捗状況の管理、推進項目の評価、成果の公表を実施してきた。

○総合計画進行管理事業は、行政の提供するサービスが市民に与える影響や効果などを統計的に把握するため、市民意識調査を平成 22 年度から実施してきた。総合計画実施計画調書に行政評価システム機能を合わせ持たせることにより、行政評価を実施した。

○総合計画実施計画の策定と合わせて中期財政計画を策定し、予算の重点配分に努めてきた。

○持続可能で安定した行政サービスを提供できる効率的な組織の確立に向けて、定員適正化計画に基づき、中長期的な職員数の適正化を推進しながら、平成 25 年度からは、民間でも採用されている S P I 試験（基礎能力検査）を導入するとともに、継続して社会人経験者の採用、対象年齢の拡大に取り組み、多様な人材、

○行政ニーズが多様化する中、従来以上に職員個々の課題解決能力の向上と高い業績を挙げることが求められている。大量退職により、組織の若返りが進み、ベテラン職員のノウハウを引継ぎ、人や地域とのつながり補うべく、若手職員の早期育成が必要であるとともに、多様な人材を確保するための様々な任用形態の検討が必要である。また、時間外勤務に対する高いコスト意識の下、これまでの働き方を見直し、ワークライフバランスの実践により男女共同参画を推進し、あわせて、女性管理職の登用等により女性職員の多様な視点を生かした施策を実行することで市民ニーズに対応していく必要がある。

即戦力となる人材の確保に努めた。また、初級試験を実施した。さらに、人材育成方針に基づき、地方創生の時代を担うにふさわしい職員となるよう意識改革を図りながら、人事考課制度の運用過程や結果の活用による人材育成など総合的な人材育成を推進した。

・職員数の変化 H19：446人、H24：409人、H27：412人

総合計画審議会委員意見